

(別 添 資 料 目 次)

【資料 1】 国立大学法人九州大学教員の定年に関する規程

【資料 2】 入学から修了までのスケジュール表

【資料 3】 履修モデル

【資料 4】 研究の倫理審査体制に関する規程

九州大学人を対象とする医学系研究に関する規程

九州大学遺伝子治療等臨床研究に関する規程

九州大学ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する規程

国立大学法人九州大学の適正な研究活動に関する規程

研究倫理教育の実施に関する要項

【資料 5】 大学院学生の研究室内の見取図

国立大学法人九州大学教員の定年に関する規程

平成 16 年度九大就規第 12 号
 施行：平成 16 年 4 月 1 日
 最終改正：平成 27 年 3 月 30 日
 （平成 26 年度九大就規第 13 号）

第 1 条 この規程は、国立大学法人九州大学就業通則（平成 16 年度九大就規第 1 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、国立大学法人九州大学に勤務する教員の定年について定めるものとする。

第 2 条 教員の定年は、65 歳とする。

2 定年による退職の日は、定年に達した日以後における最初の 3 月 31 日とする。

第 3 条 前条第 1 項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者の定年は、70 歳とする。

- (1) 文化勲章又はノーベル賞を授与された者
- (2) 総長が前号に掲げる賞に相当すると認める賞を授与された者

附 則

1 この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、生年月日が次表の左欄に掲げる年月日に該当する教員の定年は、同表右欄に掲げる年齢とする。

生年月日	定年年齢
昭和 16 年 4 月 2 日～昭和 22 年 4 月 1 日	63 歳
昭和 22 年 4 月 2 日～昭和 24 年 4 月 1 日	64 歳

附 則（平成 26 年度九大就規第 13 号）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

入学から修了までのスケジュール（情報理工学専攻・修士課程）

1年次	項目	指導内容	専攻教員会議
4月	履修ガイダンス（年間分）	履修登録 指導教員申請	履修ガイダンス 指導教員の決定
4月	研究テーマの検討	研究領域の決定 履修指導	履修登録状況の確認
6月	研究企画レポートの作成	レポート作成指導	
6月	研究企画の検討会（随時）	研究テーマの検討 発表内容における課題の整理 や助言等	
10月	修士論文の研究・執筆の開始	各自の研究テーマに基づいた 研究の遂行・論文作成指導	
3月	1年次研究発表	研究発表の指導	
2年次	内容	指導内容	専攻教員会議
4月	研究の継続と構想 履修登録	各自の研究テーマに基づいた 論文作成の再考 研究発表に向けた計画	履修ガイダンス
7月	中間発表	修士論文の途中経過および成果の中間発表 発表内容における課題の整理 や助言等	中間発表会の実施
8月～	修士論文の研究・執筆の継続	各自の研究テーマに基づいた 研究の遂行・論文作成指導	
12月		修士論文審査申請	修士論文審査申請書の受理，審査委員の選出（論文審査委員会）
2月	最終発表会	修士論文審査会（発表）	
2月	可否判定		単位取得状況，論文審査結果より可否判定・修士学位授与の判定
3月	修士課程修了 学位記授与		

入学から修了までのスケジュール（情報理工学専攻・博士後期課程）

1年次	項目	指導内容	専攻教授会
4月	履修ガイダンス（年間分）	履修登録 指導教員申請	履修ガイダンス 指導教員の決定
4月	研究テーマの検討	研究領域の決定 履修指導	履修登録状況の確認
6月	研究企画レポートの作成	レポート作成指導	
6月	研究企画の検討会（随時）	発表内容における課題の整理 や助言等	アドバイザリ委員会の設置
3月	1年次研究発表	アドバイザリ委員会の開催 研究発表の指導	
2年次	内容	指導内容	専攻教授会
4月	研究の継続と構想 履修登録	各自の研究テーマに基づいた 研究発表に向けた計画	履修ガイダンス
3月	2年次研究発表	アドバイザリ委員会の開催 研究発表の指導	
3年次	内容	指導内容	専攻教授会
4月	研究の継続と構想 履修登録	各自の研究テーマに基づいた 論文作成の再考 研究発表に向けた計画	履修ガイダンス
4月～	博士学位論文の作成	各自の研究テーマに基づいた 研究の遂行・論文作成指導	
7月	中間発表	アドバイザリ委員会の開催 博士論文の途中経過および成果の中間発表 発表内容における課題の整理 や助言等	中間発表会の実施
8月～	博士論文の研究・執筆の継続	各自の研究テーマに基づいた 研究の遂行・論文作成指導	
11月	予備調査用の学位論文等提出		学位論文調査の可否判定、主査・副査選定
12月	主査・副査に対する論文内容発表と主査・副査による調査		主査・副査が発表と質疑応答に基づいて学位論文の内容を調査

1月	学位論文申請書、学位論文等の提出		学府主任会において学位論文および提出書類に基づいて受理判定、論文調査委員会と審査委員会を組織
1月	学位論文の公聴会（公開）での発表・質疑応答、論文調査委員会での質疑応答		論文調査委員会において質疑応答による最終試験の実施
2月	審査委員会での学位論文審査		審査委員会において論文調査委員会による調査報告に基づいて最終試験の可否を判定
3月	可否判定		学府教授会において単位取得状況、論文調査報告および審査結果報告より博士学位授与の判定
3月	博士後期課程修了 学位記授与		

入学から修了までのスケジュール（電気電子工学専攻・修士課程）

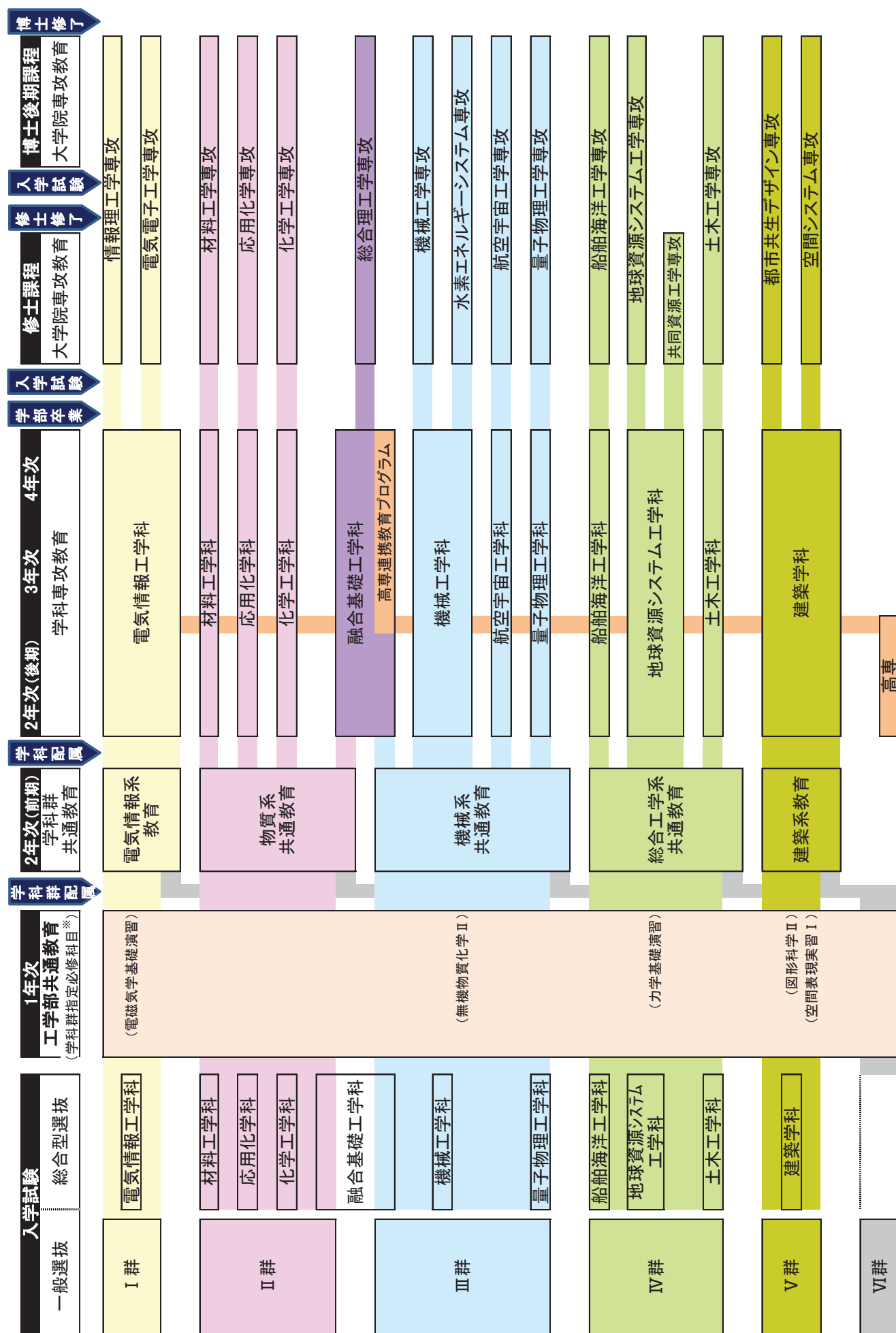
1年次	項目	指導内容	専攻教員会議
4月	履修ガイダンス（年間分）	履修登録 指導教員申請	履修ガイダンス 指導教員の決定
4月	研究テーマの検討	研究テーマの検討 履修指導	履修登録状況の確認
6月	修士論文に関する検討・ 研究開始	研究指導	
6月	研究企画の検討会（随 時）	研究テーマの検討 発表内容における課題の整理 や助言等	
10月	修士論文の研究課題の設 定・執筆の開始	国内外の関連研究の経緯や原 状について調査・分析・整 理・報告 他の学生も交えての質疑・討 論 教員の指導を通じて、研究課 題の設定能力を養成	
2年次	内容	指導内容	専攻教員会議
4月	研究の継続と構想 履修登録	各自の研究テーマに基づいた 論文作成の再考 研究発表に向けた計画	履修ガイダンス
7月	中間発表	修士論文の途中経過および成 果の中間発表 発表内容における課題の整理 や助言等	中間発表会の実施
8月～	修士論文の研究・執筆の 継続	各自の研究テーマに基づいた 研究の遂行・論文作成指導	
2月	最終発表会	修士論文審査会（発表）	
2月	可否判定		単位取得状況，論文 審査結果より可否判 定・修士学位授与の 判定
3月	修士課程修了 学位記授与		

入学から修了までのスケジュール（電気電子工学専攻・博士後期課程）

1年次	項目	指導内容	専攻教授会
4月	履修ガイダンス（年間分）	履修登録 指導教員申請	履修ガイダンス 指導教員の決定
4月	研究テーマの検討	研究領域の決定 履修指導	履修登録状況の確認
6月	研究企画の検討会（随時）	研究テーマの検討 発表内容における課題の整理 や助言等	アドバイザリ委員会の設置
10月	アドバイザリ委員会（随時）	研究の進捗や内容について多様な観点から適切な助言を行い、学位論文の学術的水準を高めると共に円滑な学位取得を支援（含、学外者）	
3月	国際学会の発表、学術論文の執筆（随時）	研究発表、学術論文執筆の指導	
2年次	内容	指導内容	専攻教授会
4月	研究の継続と構想 履修登録	各自の研究テーマに基づいた研究発表に向けた計画	
10月	アドバイザリ委員会（随時）	研究の進捗や内容について多様な観点から適切な助言を行い、学位論文の学術的水準を高めると共に円滑な学位取得を支援（含、学外者）	
3年次	内容	指導内容	専攻教授会
4月	研究の継続と構想 履修登録	各自の研究テーマに基づいた論文作成の再考 研究発表に向けた計画	
4月～	博士学位論文の作成	各自の研究テーマに基づいた研究の遂行・論文作成指導	
8月～	博士論文の研究・執筆の継続	各自の研究テーマに基づいた研究の遂行・論文作成指導	
11月	予備調査用の学位論文等提出		学位論文調査の可否判定、主査・副査選定
12月	主査・副査に対する論文内容発表と主査・副査による調査		主査・副査が発表と質疑応答に基づいて学位論文の内容を調査

1月	学位論文申請書、学位論文等の提出		学府主任会において学位論文および提出書類に基づいて受理判定、論文調査委員会と審査委員会を組織
1月	学位論文の公聴会（公開）での発表・質疑応答、論文調査委員会での質疑応答		論文調査委員会において質疑応答による最終試験の実施
2月	審査委員会での学位論文審査		審査委員会において論文調査委員会による調査報告に基づいて最終試験の可否を判定
3月	可否判定		学府教授会において単位取得状況、論文調査報告および審査結果報告より博士学位授与の判定
3月	博士後期課程修了 学位記授与		

工学部(入学者選抜→学科配属)から大学院進学の流れ



※ 1年次の工学部共通教育の欄に()で記載の科目名は、各学科群が指定する基幹教育必修科目。VI群の学生は2年次に履修。

学部

大学院(修士課程)

工学全般の知識の修得と理解

I 群共通教育

専攻教育科目
(工学部共通科目)[3]
工学倫理(1)
データサイエンス序論(2)

専攻教育科目
(学科群共通科目)[1]
電気情報工学入門(1)

基幹教育科目
(全学共通科目)[5.5]
基幹教育セミナー(1)
課題協同学科目(2.5)
サイバーセキュリティ基礎論(1)
健康・スポーツ科学演習(1)

基幹教育科目
(工学部共通科目)
＜総合科目＞[2]
先端技術入門A(1)、B(1)
＜理系デザインプリン科目＞[17]
プログラミング演習(1)
自然科学総合実験(1)
微分積分学Ⅰ(2)
線形代数Ⅰ(2)
線形代数Ⅱ(2)
力学基礎(2)
電磁気学基礎(1)
熱力学基礎(1)
無機物質化学Ⅰ(1)
有機物質化学Ⅰ(1)
図形科学Ⅰ(1)

基幹教育科目
(学科群共通科目)
＜理系デザイン科目＞[0.5]
電磁気学基礎演習(0.5)

基幹教育科目
＜文系デザインプリン科目＞[4]
経済学入門(2)
社会学入門(2)
＜言語文化科目＞[8]
学術英語・アカデミックイシューズ(1)
学術英語・グローバルイシューズ(1)
学術英語・ブログラフ(1)
学術英語・ブログラフ2(1)
中国語ⅠA(1)
中国語ⅠB(1)
中国語ⅡA(1)
中国語ⅡB(1)

1年次:41単位

工学全般の知識の修得と理解

I 群共通教育

専攻教育科目
(学科群共通科目)[17]
プログラミング論(2)
回路理論Ⅰ、Ⅱ(4)
電気情報数学Ⅰ、Ⅱ(2)
プログラミング演習Ⅰ(1)
コンピュータ・アーキテクチャⅠ(2)
工学概論(2)
データ構造とアルゴリズムⅠ、Ⅱ(2)

専攻教育科目
(学科・専攻科目)
＜計算機工学科目＞[2]
情報論理Ⅰ、Ⅱ(2)

基幹教育科目
＜言語文化科目＞[2]
学術英語・CALL 1(1)
学術英語・CALL 2(1)

基幹教育科目
(学科群共通科目)
＜理系デザインプリン科目＞[3]
数学演習B(1)
現代物理学基礎(2)

2年次(前):24単位

計算機工学に関する実践実施および情報アーキテクチャ・セキュリティに関する知識の修得と理解

専攻教育科目
(学科・専攻科目)
＜学科共通科目＞[4.5]
常微分方程式とラプラス変換(2)
電気情報工学基礎実験(2)
電気情報工学セミナーA(0.5)

専攻教育科目
(学科・専攻科目)
＜計算機工学科目＞[6]
基礎PBLⅠ(1)
データ構造とアルゴリズム演習(1)
形式言語とオートマトンⅠ、Ⅱ(2)
オペレーティングシステムⅠ、Ⅱ(2)

専攻教育科目
(学科・専攻科目)
＜学科共通科目＞[2]
信号とシステムⅠ、Ⅱ(2)

専攻教育科目
(学科・専攻科目)
＜計算機工学科目＞[2]
コンピュータ・アーキテクチャⅡ、Ⅲ(2)

基幹教育科目
＜言語文化科目＞[2]
学術英語・テーマベース(1)
学術英語・スキルベース(1)

2年次(後):16.5単位

計算機工学に関する実践実施および情報アーキテクチャ・セキュリティに関する知識の修得と理解

専攻教育科目
(学科・専攻科目)
＜学科共通科目＞[10]
電気情報工学実験Ⅰ(2)
電気情報工学実験Ⅱ(2)
情報理論Ⅰ、Ⅱ(2)
電気エネルギー工学通論Ⅰ、Ⅱ(2)
離散数学Ⅰ、Ⅱ(2)

専攻教育科目
(学科・専攻科目)
＜計算機工学科目＞[11]
確率統計Ⅰ、Ⅱ(2)
基礎PBLⅡ(1)
集積回路工学通論Ⅰ、Ⅱ(2)
コンパイルⅠ、Ⅱ(2)
電気情報工学実験Ⅲ(2)

専攻教育科目
(学科・専攻科目)
＜学科共通科目＞[9]
デジタル電子回路Ⅰ、Ⅱ(2)
複素関数論(2)
通信ネットワークⅠ、Ⅱ(2)
通信方式Ⅰ、Ⅱ(2)
計測工学BⅠ(1)

専攻教育科目
(学科・専攻科目)
＜計算機工学科目＞[12]
コンピュータシステムⅠ、Ⅱ(2)
コンピュータシステムⅢ、Ⅳ(2)
ソフトウェア工学Ⅰ、Ⅱ(2)
分散システムⅠ、Ⅱ(2)
プログラミング言語論Ⅰ、Ⅱ(2)
サイバーセキュリティⅠ、Ⅱ(2)

基幹教育科目
＜高年次基幹教育科目＞[2]
アントレプレナーシップ・戦略基礎(1)
アントレプレナーシップ・会計/ファイナンス基礎(1)

3年次:44単位

計算機工学に関する実践実施および情報アーキテクチャ・セキュリティに関する知識の修得と理解

知識・興味の異分野への拡張

卒業研究
(8)

修士論文研究

講究科目[8]
情報理工学研究Ⅰ(4)
情報理工学演習(4)

コア科目[8]
暗号と情報セキュリティ特論(2)
コンピュータシステム・アーキテクチャ特論(2)
情報ネットワーク特論(2)
情報ネットワーク工学特論(2)
機械学習工学特論(2)

アドバンスト科目[6]
情報システムセキュリティ演習Ⅰ(1)
情報システムセキュリティ演習Ⅱ(1)
組込みシステム特論(2)
プロジェクトマネジメント特論(2)

拡充科目
＜分野別科目＞[6]
グラフ理論 組み合わせ論Ⅰ(1)
グラフ理論 組み合わせ論Ⅱ(1)
ヒューマンインタフェースⅠ(1)
ヒューマンインタフェースⅡ(1)
ロボティクスⅠ(1)
ロボティクスⅡ(1)
＜広域科目＞[2]
IoT社会基盤デザイン特論(2)

修士1年次:30単位

計算機工学に関する実践実施および情報アーキテクチャ・セキュリティに関する知識の修得と理解

知識・興味の異分野への拡張

卒業研究
(8)

修士論文研究

講究科目[8]
情報理工学研究Ⅱ(4)
情報理工学講究(4)

拡充科目
＜広域科目＞[2]
情報理工学特別講義(2)
＜実践・応用科目＞[2]
システム情報科学実習(2)

拡充科目
＜分野別科目＞[4]
情報論的学習理論Ⅰ(1)
データマイニング特論Ⅰ(1)
情報論的学習理論Ⅱ(1)
データマイニング特論Ⅱ(1)

赤い科目名はI群入学者とVI群入学者で異なる科目
オレンジの科目名は修士課程のどのコースに進むかによって異なる科目

修士2年次:16単位

社会基盤を担う情報アーキテクチャ・セキュリティに関する技術者
博士課程(研究者)必修科目
(1コース必修科目を含む)

選択科目

学部

大学院(修士課程)

多様な分野で活躍する高度データサイエンティスト
博士課程(研究者)必修科目
(15科目を含む)

選択科目

工学全般の知識の修得と理解

専攻教育科目
(工学部共通科目)[3]
工学倫理(1)
データサイエンス序論(2)**専攻教育科目**
(学科群共通科目)[1]
電気情報工学入門(1)**基幹教育科目**
(全学共通科目)[5.5]
基幹教育セミナー(1)
課題協同学科(2.5)
サイバーセキュリティ基礎論(1)
健康・スポーツ科学演習(1)**基幹教育科目**
(工学部共通科目)
<総合科目>[2]
先端技術入門A(1), B(1)
<理系デザインプリン科目>
>[17]
プログラミング演習(1)
自然科学総合実験(1)
微分積分学Ⅰ(2)
線形代数Ⅰ(2)
線形代数Ⅱ(2)
力学基礎(2)
電磁気学基礎(1)
熱力学基礎(1)
無機物質化学Ⅰ(1)
有機物質化学Ⅰ(1)
図形科学Ⅰ(1)**基幹教育科目**
(学科群共通科目)
<理系デザイン科目>[0.5]
電磁気学基礎演習(0.5)**基幹教育科目**
<文系デザインプリン科目>[4]
経済学入門(2)
社会学入門(2)
<言語文化科目>[8]
学術英語・アカデミック
シユーズ(1)
学術英語・グローバル
シユーズ(1)
学術英語・フロンティア(1)
学術英語・フロンティア2(1)
中国語ⅠA(1)
中国語ⅠB(1)
中国語ⅡA(1)
中国語ⅡB(1)I 群共通
教育**専攻教育科目**
(学科群共通科目)[17]
プログラミング論(2)
回路理論Ⅰ,Ⅱ(4)
電気情報工学基礎実験
演習Ⅰ(1)
コンピュータ・ネットワーク
工学概論(2)
データ構造とアルゴリズム
Ⅰ,Ⅱ(2)**専攻教育科目**
(学科・専攻科目)
<計算機工学科目>[2]
情報論Ⅰ,Ⅱ(2)**基幹教育科目**
<言語文化科目>[2]
学術英語・CALL 1(1)
学術英語・CALL 2(1)**基幹教育科目**
(学科群共通科目)
<理系デザインプリン科目>[3]
数学演習B(1)
現代物理学基礎(2)

1年次:41単位

2年次(前):24単位

計算機工学に関する知識の修得と理解

専攻教育科目
(学科・専攻科目)
<学科共通科目>[4.5]
常微分方程式とラプラス
変換(2)
電気情報工学基礎実験
Ⅱ(2)
電気情報工学セミナーA
(0.5)**専攻教育科目**
(学科・専攻科目)
<計算機工学科目>[6]
基礎PBLⅡ(1)
データ構造とアルゴリズム
演習Ⅰ(1)
形式言語とオートマトン
Ⅰ,Ⅱ(2)
オペレーティングシステム
Ⅰ,Ⅱ(2)**専攻教育科目**
(学科・専攻科目)
<学科共通科目>[2]
信号とシステムⅠ,Ⅱ(2)**専攻教育科目**
(学科・専攻科目)
<計算機工学科目>[2]
コンピュータ・ネットワークⅡ,Ⅲ
(2)**基幹教育科目**
<言語文化科目>[2]
学術英語・テーマベース
(1)
学術英語・スキルベース
(1)

2年次(後):16.5単位

計算機工学およびデータサイエンスに関する知識の修得と理解

計算機工学に関する実験実施およびデータ活用のための研究実践
知識・興味の異分野への拡張**専攻教育科目**
(学科・専攻科目)
<学科共通科目>[10]
電気情報工学実験Ⅰ(2)
電気情報工学実験Ⅱ(2)
情報理論Ⅰ,Ⅱ(2)
電気エネルギー工学通
論Ⅰ,Ⅱ(2)
離散数学Ⅰ,Ⅱ(2)**専攻教育科目**
(学科・専攻科目)
<計算機工学科目>[11]
確率統計Ⅰ,Ⅱ(2)
基礎PBLⅡⅠ,Ⅱ(2)
集積回路工学通論
Ⅰ,Ⅱ(2)
コンパイルⅠ,Ⅱ(2)
電気情報工学実験Ⅲ(2)**専攻教育科目**
(学科・専攻科目)
<学科共通科目>[7]
デジタル電子回路Ⅰ,Ⅱ(2)
複素関数論(2)
数値計画法Ⅰ,Ⅱ(2)
計測工学BⅠ(1)**専攻教育科目**
(学科・専攻科目)
<計算機工学科目>[14]
データ構造とアルゴリズムⅢ,Ⅳ
(2)
技術表現法Ⅰ,Ⅱ(2)
アルゴリズム論Ⅰ,Ⅱ(2)
データ解析と実験計画法
Ⅰ,Ⅱ(2)
人工知能Ⅰ,Ⅱ(2)
パターン認識Ⅰ,Ⅱ(2)
サイバーセキュリティⅠ,Ⅱ(2)**基幹教育科目**
<高年次基幹教育科目>
[2]
アントレプレナーシップ・戦
略論基礎(1)
アントレプレナーシップ・会
計/ファイナンス基礎(1)

3年次:44単位

卒業研究
(8)

修士論文研究

講究科目[8]
情報理工学研究Ⅰ(4)
情報理工学演習(4)**コア科目**[6]
計算論Ⅲ(2)
アルゴリズムとデータ構
造Ⅲ(2)
情報論的学習理論Ⅲ(2)**アドバンスト科目**[4]
ネットワーク工学Ⅲ(2)
機械学習特論Ⅲ(2)**拡充科目**[8]
<広域科目>[6]
確率・統計特論Ⅲ(2)
最適化理論基礎・演習
(4)
<実験・応用科目>[2]
データサイエンス技法演
習(2)**講究科目**[8]
情報理工学研究Ⅱ(4)
情報理工学講究(4)**拡充科目**[12]
<分野別科目>[6]
自然言語処理Ⅱ(2)
パターン認識(2)
ロボティクスⅢ(2)
<実験・応用科目>[6]
データサイエンス実習(4)
システム情報科学実習
(2)赤い科目名は群入学者とⅥ群入学者で異なる科目
オレンジの科目名は修士課程のどのコースに進むかによって
異なる科目

4年次:8単位

修士1年次:26単位

修士2年次:20単位

学部

大学院 (修士課程)

工学全般の知識の修得と理解

I 群共通教育

専攻教育科目
(工学部共通科目)[3]
工学倫理(1)
データサイエンス序論(2)**専攻教育科目**
(学科・専攻科目)
<学科共通科目>[18]
プログラミング論(2)
回路理論 I, II(4)
論理回路(2)
電気情報数学 I, II(2)
プログラミング演習 I(1)
コンピュータアーキテクチャ I(2)
工学概論(2)
データ構造とアルゴリズム I, II(2)
電気情報工学入門(1)**基幹教育科目**
(工学部共通科目)
<総合科目>[2]
先端技術入門A(1), B(1)
<理系デザインプリン科目>[17]
プログラミング演習(1)
自然科学総合実験(1)
微分積分学 I(2)
微分積分学 II(2)
線形代数学 I(2)
線形代数学 II(2)
力学基礎(2)
電磁気学基礎(1)
熱力学基礎(1)
無機物質化学 I(1)
有機物質化学 I(1)
図形科学 I(1)**専攻教育科目**
(学科・専攻科目)
<計算機工学科目>[2]
情報論理学 I, II(2)**基幹教育科目**
<文系デザインプリン科目>[4]
経済学入門(2)
社会学入門(2)
<言語文化科目>[8]
学術英語・アカデミック
シュエーズ(1)
学術英語・グローバル
シュエーズ(1)
学術英語・プロダクツ(1)
学術英語・プロダクツ2(1)
中国語 I A(1)
中国語 I B(1)
中国語 II A(1)
中国語 II B(1)**基幹教育科目**
(学科・専攻科目)
<理系デザインプリン科目>[3]
数学演習B(1)
現代物理学基礎(2)

1年次: 39.5単位

2年次(前): 25単位

計算機工学に関する実験実施および情報アーキテクチャ・セキュリティに関する知識の修得と理解

専攻教育科目
(学科・専攻科目)
<学科共通科目>[4,5]
常微分方程式とラプラス変換(2)
電気情報工学基礎実験(2)
電気情報工学セミナーA(0.5)**専攻教育科目**
(学科・専攻科目)
<計算機工学科目>[6]
基礎PBL(1)
データ構造とアルゴリズム演習(1)
形式言語とオートマトン I, II(2)
オペレーティングシステム I, II(2)**専攻教育科目**
(学科・専攻科目)
<計算機工学科目>[9]
デジタル電子回路 I, II(2)
複素関数論(2)
通信ネットワーク I, II(2)
通信方式 I, II(2)
計測工学B I(1)**専攻教育科目**
(学科・専攻科目)
<計算機工学科目>[12]
コンピュータアーキテクチャ II(2)**専攻教育科目**
(学科・専攻科目)
<計算機工学科目>[12]
コンピュータアーキテクチャ II(2)**基幹教育科目**
(学科・専攻科目)
<理系デザインプリン科目>[0.5]
電磁気学基礎演習(0.5)**基幹教育科目**
<言語文化科目>[2]
学術英語・テーマベース(1)
学術英語・スキルベース(1)

2年次(後): 17単位

3年次: 44単位

計算機工学に関する実験実施および情報アーキテクチャ・セキュリティに関する知識の修得と理解

専攻教育科目
(学科・専攻科目)
<学科共通科目>[10]
電気情報工学実験 I(2)
電気情報工学実験 II(2)
情報理論 I, II(2)
離散数学 I, II(2)
電気エネルギー工学通論 I, II(2)**専攻教育科目**
(学科・専攻科目)
<計算機工学科目>[11]
確率統計 I, II(2)
データベース I, II(2)
基礎PBL II(1)
集積回路工学通論 I, II(2)
コンパイル I, II(2)
電気情報工学実験 III(2)**専攻教育科目**
(学科・専攻科目)
<計算機工学科目>[6]
暗号と情報セキュリティ特論(2)
コンピュータ・アーキテクチャ特論(2)
情報ネットワーク特論(2)
機械学習工学特論(2)**専攻教育科目**
(学科・専攻科目)
<計算機工学科目>[6]
情報システムセキュリティ演習 I(1)
情報システムセキュリティ演習 II(1)
組込みシステム特論(2)
プロジェクトマネジメント特論(2)**専攻教育科目**
(学科・専攻科目)
<計算機工学科目>[6]
情報システムセキュリティ演習 I(1)
情報システムセキュリティ演習 II(1)
組込みシステム特論(2)
プロジェクトマネジメント特論(2)**基幹教育科目**
(学科・専攻科目)
<理系デザインプリン科目>[0.5]
電磁気学基礎演習(0.5)**基幹教育科目**
<言語文化科目>[2]
学術英語・テーマベース(1)
学術英語・スキルベース(1)

4年次: 8単位

修士1年次: 30単位

修士2年次: 16単位

卒業研究
(8)

修士論文研究

知識・興味の異分野への拡張

講究科目[8]
情報理工学研究 I(4)
情報理工学演習(4)**コア科目**[8]
暗号と情報セキュリティ特論(2)
コンピュータ・アーキテクチャ特論(2)
情報ネットワーク特論(2)
機械学習工学特論(2)**アドバンス科目**[6]
情報システムセキュリティ演習 I(1)
情報システムセキュリティ演習 II(1)
組込みシステム特論(2)
プロジェクトマネジメント特論(2)**拡充科目**
<分野別科目>[6]
グラフ理論 組み合わせ論 I(1)
グラフ理論 組み合わせ論 II(1)
ヒューマンインタフェース I(1)
ヒューマンインタフェース II(1)
ロボティクス I(1)
ロボティクス II(1)
ロボティクス III(1)
IoT社会基盤デザイン特論(2)**講究科目**[8]
情報理工学研究 I(4)
情報理工学講究(4)**拡充科目**
<広域科目>[2]
情報理工学特別講義(2)
<実験・応用科目>[2]
システム情報科学実習(2)**拡充科目**
<分野別科目>[4]
情報論的学習理論 I(1)
データマイニング特論 I(1)
情報論的学習理論 II(1)
データマイニング特論 II(1)**赤い科目名はI群入学者とVI群入学者で異なる科目**
オレンジの科目名は修士課程のどのコースに進むかによって異なる科目社会基盤を担う情報アーキテクチャ・セキュリティに関する技術者
博士課程(研究者)必修科目
(必修科目を含む)

選択科目

学部

大学院(修士課程)

工学全般の知識の修得と理解

専攻教育科目

(工学部共通科目)[3]
工学倫理(1)
データサイエンス序論(2)

専攻教育科目

(学科学群共通科目)[1]
電気情報工学入門(1)

基幹教育科目

(全学共通科目)[5.6]
基幹教育セミナー(1)
課題協同学科目(2.5)
ハイパーセキュリティ基礎論(1)
健康・スポーツ科学演習(1)

基幹教育科目

(工学部共通科目)
＜総合科目＞[2]
先端技術入門A(1)、B(1)
＜理系デザインブリック科目＞[17]
プログラミング演習(1)
自然科学総合実験(1)
微分積分学Ⅰ(2)
線形代数Ⅰ(2)
線形代数Ⅱ(2)
力学基礎(2)
電磁気学基礎(1)
熱力学基礎(1)
無機物質化学Ⅰ(1)
有機物質化学Ⅰ(1)
図形科学Ⅰ(1)

基幹教育科目

(学科学群共通科目)
＜理系デザインブリック科目＞[0.5]
電磁気学基礎演習(0.5)

基幹教育科目

＜文系デザインブリック科目＞[4]
経済学入門(2)
社会学入門(2)
＜言語文化科目＞[8]
学術英語・アカデミックイシューズ(1)
学術英語・グローバルイシューズ(1)
学術英語・プロダクショ(1)
学術英語・フロンティア(1)
中国語ⅠA(1)
中国語ⅠB(1)
中国語ⅡA(1)
中国語ⅡB(1)

I 群共通教育

専攻教育科目

(学科学群共通科目)[15]
電気情報数学Ⅰ(1)
電気情報数学Ⅱ(1)
回路理論Ⅰ(2)
回路理論Ⅱ(2)
論理回路(2)
プログラミング演習Ⅰ(1)
コンピュータアーキテクチャⅠ(2)
工学概論(2)

基幹教育科目

(学科学群共通科目)
＜理系デザインブリック科目＞[3]
数学演習B(1)
現代物理学基礎(2)

専攻教育科目

(学科学群共通科目)
＜学科学群共通科目＞[2]
データ構造とアルゴリズムⅠ(1)
データ構造とアルゴリズムⅡ(1)

基幹教育科目

＜言語文化科目＞[4]
学術英語・CALL 1(1)
学術英語・CALL 2(1)
学術英語・テーマベース(1)
学術英語・スキルベース(1)

1年次:41単位

2年次(前):24単位

2年次(後):20.5単位

3年次:38単位

4年次:10単位

修士1年次:30単位

修士2年次:16単位

工学全般の知識の修得と理解

電子通信工学に関する実践実施および情報アーキテクチャ・セキュリティ実現のための知識の修得と理解

電子通信工学および情報アーキテクチャ・セキュリティに関する知識の修得と理解

知識・興味の異分野への拡張

電子通信工学に関する実践実施および情報アーキテクチャ・セキュリティ実現のための知識の修得と理解

電子通信工学に関する実践実施および情報アーキテクチャ・セキュリティ実現のための知識の修得と理解

卒業研究
(8)

専攻教育科目

(学科学群共通科目)
＜学科学群共通科目＞[18.5]
ディジタル電子回路Ⅰ(1)
ディジタル電子回路Ⅱ(1)
常微分方程式とラプラス変換(2)
電気情報工学基礎実験(2)
電気情報工学セミナーA(0.5)
電磁気学Ⅰ(2)
電磁気学Ⅱ(2)
回路理論Ⅲ(1)
回路理論Ⅳ(1)
電子物性Ⅰ(1)
電子物性Ⅱ(1)
プログラミング演習Ⅱ(1)
プログラミング演習Ⅲ(1)
信号とシステムⅠ(1)
信号とシステムⅡ(1)

専攻教育科目

(学科学群共通科目)
＜学科学群共通科目＞[2]
電気電子工学設計Ⅰ(1)
電気電子工学設計Ⅱ(1)

専攻教育科目

(学科学群共通科目)
＜学科学群共通科目＞[12]
ディジタル信号処理Ⅰ(1)
ディジタル信号処理Ⅱ(1)
離散数学Ⅰ(1)
離散数学Ⅱ(1)
計測工学BⅠ(1)
計測工学BⅡ(1)
電磁波工学Ⅰ(1)
電磁波工学Ⅱ(1)
集積回路工学Ⅰ(1)
集積回路工学Ⅱ(1)
通信ネットワークⅠ(1)
通信ネットワークⅡ(1)

専攻教育科目

(学科学群共通科目)
＜学科学群共通科目＞[4]
応用確率論(2)
電子デバイスⅠ(1)
電子デバイスⅡ(1)

修士論文研究

講義科目

情報理工学研究Ⅰ(4)
情報理工学演習(4)

講義科目

情報理工学研究Ⅱ(4)
情報理工学講義(4)

コア科目

暗号と情報セキュリティ特論(2)
コンピュータシステム・アーキテクチャ特論(2)
情報ネットワーク特論(2)
機械学習工学特論(2)

拡充科目

＜広域科目＞[2]
情報理工学特別講義(2)
＜実験・応用科目＞[2]
システム情報科学実習(2)

拡充科目

＜分野別科目＞[4]
情報論的学習理論Ⅰ(1)
データマイニング特論Ⅰ(1)
情報論的学習理論Ⅱ(1)
データマイニング特論Ⅱ(1)

アドバンスト科目

情報システムセキュリティ演習Ⅰ(1)
情報システムセキュリティ演習Ⅱ(1)
組込みシステム特論(2)
プロジェクトマネジメント特論(2)

拡充科目

(選択科目)
＜分野別科目＞[6]
グラフ理論 組み合わせ論Ⅰ(1)
グラフ理論 組み合わせ論Ⅱ(1)
ヒューマンインタフェースⅠ(1)
ヒューマンインタフェースⅡ(1)
ロボティクスⅠ(1)
ロボティクスⅡ(1)
＜広域科目＞[2]
IoT社会基盤デザイン特論(2)赤い科目名はI
群入学者とVI
群入学者で異
なる科目オレンジの科目
名は修士課程
のどのコースに
進むかによって
異なる科目社会基盤を担う情報アーキテクチャ・セキュリティに関する技術者
博士課程(研究者)必修科目
(1コース必修
科目を含む)

選択科目

学部

大学院(修士課程)

工学全般の知識の修得と理解

専攻教育科目
(工学部共通科目)[3]
工学倫理(1)
データサイエンス序論(2)

I 群共通教育

専攻教育科目
(学科群共通科目)[16]
電気情報工学入門(1)
電気情報数学Ⅰ(1)
電気情報数学Ⅱ(1)
回路理論Ⅰ(2)
回路理論Ⅱ(2)
論理回路(2)
プログラミング論(2)
プログラミング演習Ⅰ(1)
コンピュータアーキテクチャⅠ(2)
工学概論(2)

基礎教育科目
(学科群共通科目)
＜理系デザイン・プリン科目＞[3]
数学演習B(1)
現代物理学基礎(2)

専攻教育科目
(学科・専攻科目)
＜学科群共通科目＞[2]
データ構造とアルゴリズムⅠ(1)
データ構造とアルゴリズムⅡ(1)

基礎教育科目
＜言語文化科目＞[4]
学術英語・CALL 1(1)
学術英語・CALL 2(1)
学術英語・テーマベース(1)
学術英語・スキルベース(1)

1年次: 39.5単位

工学全般の知識の修得と理解

専攻教育科目
(工学部共通科目)[3]
工学倫理(1)
データサイエンス序論(2)

I 群共通教育

専攻教育科目
(学科群共通科目)[16]
電気情報工学入門(1)
電気情報数学Ⅰ(1)
電気情報数学Ⅱ(1)
回路理論Ⅰ(2)
回路理論Ⅱ(2)
論理回路(2)
プログラミング論(2)
プログラミング演習Ⅰ(1)
コンピュータアーキテクチャⅠ(2)
工学概論(2)

基礎教育科目
(学科群共通科目)
＜理系デザイン・プリン科目＞[3]
数学演習B(1)
現代物理学基礎(2)

専攻教育科目
(学科・専攻科目)
＜学科群共通科目＞[2]
データ構造とアルゴリズムⅠ(1)
データ構造とアルゴリズムⅡ(1)

基礎教育科目
＜言語文化科目＞[4]
学術英語・CALL 1(1)
学術英語・CALL 2(1)
学術英語・テーマベース(1)
学術英語・スキルベース(1)

2年次(前): 25単位

電子通信工学に関する実験実施および情報アーキテクチャ・セキュリティに関する知識の修得と理解

専攻教育科目
(学科・専攻科目)
＜学科群共通科目＞[18.5]
ディジタル電子回路Ⅰ(1)
ディジタル電子回路Ⅱ(1)
常微分方程式とラプラス変換(2)
電気情報工学基礎実験(2)
電気情報工学セミナーA(0.5)
電磁気学Ⅰ(2)
電磁気学Ⅱ(2)
回路理論Ⅲ(1)
回路理論Ⅳ(1)
電子物性Ⅰ(1)
電子物性Ⅱ(1)
プログラミング演習Ⅱ(1)
プログラミング演習Ⅲ(1)
信号とシステムⅠ(1)
信号とシステムⅡ(1)

専攻教育科目
(学科・専攻科目)
＜学科群共通科目＞[20]
電気情報工学実験Ⅰ(2)
電気情報工学実験Ⅱ(2)
アナログ電子回路Ⅰ(1)
アナログ電子回路Ⅱ(1)
情報理論Ⅰ(1)
情報理論Ⅱ(1)
複素関数論(2)
電磁気学Ⅲ(1)
電磁気学Ⅳ(1)
電磁気学Ⅴ(1)
トランジスタ基礎論(1)
通信方式Ⅰ(1)
通信方式Ⅱ(1)
電気インパルス工学通論Ⅰ(1)
電気インパルス工学通論Ⅱ(1)
コンピュータシステム通論Ⅰ(1)
コンピュータシステム通論Ⅱ(1)

専攻教育科目
(学科・専攻科目)
＜電子通信工学科目＞[2]
制御工学BⅠ(1)
制御工学BⅡ(1)

専攻教育科目
(学科・専攻科目)
＜デジタル信号処理Ⅰ(1)
デジタル信号処理Ⅱ(1)
離散数学Ⅰ(1)
離散数学Ⅱ(1)
計測工学BⅠ(1)
計測工学BⅡ(1)
電磁波工学Ⅰ(1)
電磁波工学Ⅱ(1)
集積回路工学Ⅰ(1)
集積回路工学Ⅱ(1)
通信ネットワークⅠ(1)
通信ネットワークⅡ(1)

専攻教育科目
(学科・専攻科目)
＜電子通信工学科目＞[4]
応用確率論(2)
電子デバイスⅠ(1)
電子デバイスⅡ(1)

2年次(後): 21単位

電子通信工学および情報アーキテクチャ・セキュリティに関する知識の修得と理解

専攻教育科目
(学科・専攻科目)
＜学科群共通科目＞[20]
電気情報工学実験Ⅰ(2)
電気情報工学実験Ⅱ(2)
アナログ電子回路Ⅰ(1)
アナログ電子回路Ⅱ(1)
情報理論Ⅰ(1)
情報理論Ⅱ(1)
複素関数論(2)
電磁気学Ⅲ(1)
電磁気学Ⅳ(1)
電磁気学Ⅴ(1)
トランジスタ基礎論(1)
通信方式Ⅰ(1)
通信方式Ⅱ(1)
電気インパルス工学通論Ⅰ(1)
電気インパルス工学通論Ⅱ(1)
コンピュータシステム通論Ⅰ(1)
コンピュータシステム通論Ⅱ(1)

卒業研究
(8)

修士論文研究

講義科目[8]
情報理工学研究Ⅰ(4)
情報理工学演習(4)

講義科目[8]
情報理工学研究Ⅱ(4)
情報理工学講義(4)

コア科目[8]
暗号と情報セキュリティ特論(2)
コンピュータシステム・アーキテクチャ特論(2)
情報ネットワーク特論(2)
機械学習工学特論(2)

拡充科目
＜広域科目＞[2]
情報理工学特別講義(2)
＜実践・応用科目＞[2]
システム情報科学実習(2)

アドバンスト科目[6]
情報システムセキュリティ演習Ⅰ(1)
情報システムセキュリティ演習Ⅱ(1)
組込みシステム特論(2)
プロジェクトマネジメント特論(2)

拡充科目
＜分野別科目＞[4]
情報論的学習理論Ⅰ(1)
データマイニング特論Ⅰ(1)
情報論的学習理論Ⅱ(1)
データマイニング特論Ⅱ(1)

拡充科目
＜分野別科目＞[6]
グラフ理論 組み合わせ論Ⅰ(1)
グラフ理論 組み合わせ論Ⅱ(1)
ヒューマンインタフェースⅠ(1)
ヒューマンインタフェースⅡ(1)
ロボティクスⅠ(1)
ロボティクスⅡ(1)
＜広域科目＞[2]
ICT社会基盤デザイン特論(2)

赤い科目名はI群入学者とVI群入学者で異なる科目
オレンジの科目名は修士課程のどのコースに進むかによって異なる科目

4年次: 10単位

修士1年次: 30単位

修士2年次: 16単位

社会基盤を担う情報アーキテクチャ・セキュリティに関する技術者
博士課程(研究者)必修科目
(必修科目を含む)

選択科目

学部

大学院(修士課程)

工学全般の知識の修得と理解

専攻教育科目
(工学部共通科目)[3]
工学倫理(1)
データサイエンス序論(2)

専攻教育科目
(学科学群共通科目)[1]
電気情報工学入門(1)

基幹教育科目
(全学共通科目)[5.5]
基幹教育セミナー(1)
課題協同学科目(2.5)
サイバーセキュリティ基礎論(1)
健康・スポーツ科学演習(1)

基幹教育科目
(工学部共通科目)
＜総合科目＞[2]
先端技術入門A(1)、B(1)
＜理系デザイン・プリン科目＞
＞[17]
プログラミング演習(1)
自然科学総合実験(1)
微分積分学Ⅰ(2)
微分積分学Ⅱ(2)
線形代数Ⅰ(2)
線形代数Ⅱ(2)
力学基礎(2)
電磁気学基礎(1)
熱力学基礎(1)
無機物質化学Ⅰ(1)
有機物質化学Ⅰ(1)
図形科学Ⅰ(1)

基幹教育科目
(学科学群共通科目)
＜理系デザイン・プリン科目＞[0.5]
電磁気学基礎演習(0.5)

基幹教育科目
＜文系デザイン・プリン科目＞[4]
経済学入門(2)
社会学入門(2)
＜言語文化科目＞[8]
学術英語・アカデミックイシューズ(1)
学術英語・グローバルイシューズ(1)
学術英語・プロダクショ(1)
学術英語・プロダクショ2(1)
中国語ⅠA(1)
中国語ⅠB(1)
中国語ⅡA(1)
中国語ⅡB(1)

1年次:41単位

I 群共通教育

専攻教育科目
(学科学群共通科目)[15]
電気情報数学Ⅰ(1)
電気情報数学Ⅱ(1)
回路理論Ⅰ(2)
回路理論Ⅱ(2)
論理回路(2)
プログラミング演習Ⅰ(1)
コンピュータアーキテクチャⅠ(2)
工学概論(2)

基幹教育科目
(学科学群共通科目)
＜理系デザイン・プリン科目＞[3]
数学演習B(1)
現代物理学基礎(2)

専攻教育科目
(学科学群共通科目)
＜学科学群共通科目＞[2]
データ構造とアルゴリズムⅠ(1)
データ構造とアルゴリズムⅡ(1)

基幹教育科目
＜言語文化科目＞[4]
学術英語・CALL 1(1)
学術英語・CALL 2(1)
学術英語・テーマベース(1)
学術英語・スキルベース(1)

2年次(前):24単位

電気電子工学に関する実験実施およびエネルギーデバイス・システムの実現のための研究実践

専攻教育科目
(学科学群共通科目)
＜学科学群共通科目＞[16.5]
常微分方程式とラプラス変換(2)
電気情報工学基礎実験(2)
電気情報工学セミナーA(0.5)
電磁気学Ⅰ(2)
電磁気学Ⅱ(2)
回路理論Ⅲ(1)
回路理論Ⅳ(1)
制御工学AⅠ(1)
制御工学AⅡ(1)
電子物性Ⅰ(1)
電子物性Ⅱ(1)
プログラミング演習Ⅱ(1)
プログラミング演習Ⅲ(1)

専攻教育科目
(学科学群共通科目)
＜電気電子工学科目＞[2]
エネルギー基礎論Ⅰ(1)
エネルギー基礎論Ⅱ(1)

基幹教育科目
＜高年次基幹教育科目＞[2]
環境問題と自然科学(2)

2年次(後):20.5単位

専攻教育科目
(学科学群共通科目)
＜学科学群共通科目＞[12]
電気情報工学実験Ⅰ(2)
電気情報工学実験Ⅱ(2)
アナログ電子回路Ⅰ(1)
アナログ電子回路Ⅱ(1)
複素関数論(2)
電磁気学Ⅲ(1)
電磁気学Ⅳ(1)
コンピュータシステム通論Ⅰ(1)
コンピュータシステム通論Ⅱ(1)

専攻教育科目
(学科学群共通科目)
＜電気電子工学科目＞[6]
基礎エネルギー変換機器学Ⅰ(1)
基礎エネルギー変換機器学Ⅱ(1)
計測工学AⅠ(1)
計測工学AⅡ(1)
通信工学通論Ⅰ(1)
通信工学通論Ⅱ(1)

専攻教育科目
(学科学群共通科目)
＜学科学群共通科目＞[4]
半導体の性質(1)
トランジスタ基礎論(1)
プラズマ工学Ⅰ(1)
プラズマ工学Ⅱ(1)

専攻教育科目
(学科学群共通科目)
＜電気電子工学科目＞[14]
電力輸送工学Ⅰ(1)
電力輸送工学Ⅱ(1)
電気電子材料Ⅰ(1)
電気電子材料Ⅱ(1)
計測工学AⅢ(1)
計測工学AⅣ(1)
エネルギー変換機器学Ⅰ(1)
エネルギー変換機器学Ⅱ(1)
パワーエレクトロニクスⅠ(1)
パワーエレクトロニクスⅡ(1)
超伝導基礎論Ⅰ(1)
超伝導基礎論Ⅱ(1)
高電圧・ハイスパワー工学Ⅰ(1)
高電圧・ハイスパワー工学Ⅱ(1)

3年次:36単位

知識・興味の異分野への拡張

卒業研究
(8)

修士論文研究

講義科目[10]
電気電子工学読解Ⅰ(3)
電気電子工学読解Ⅱ(3)
電気電子工学研究演習(4)
電気電子工学研究論議(6)

専攻教育科目
(学科学群共通科目)
＜学科学群共通科目＞[2]
電気電子工学設計Ⅰ(1)
電気電子工学設計Ⅱ(1)

専攻教育科目
(学科学群共通科目)
＜電気電子工学科目＞[2]
電気法規および施設管理Ⅰ(1)
電気法規および施設管理Ⅱ(1)

コア科目[7]
計測工学特論Ⅰ(1)
計測工学特論Ⅱ(1)
電気エネルギー工学特論Ⅰ(1)
電気エネルギー工学特論Ⅱ(1)
電磁エネルギー工学特論Ⅰ(1)
電磁エネルギー工学特論Ⅱ(1)
回路解析・設計演習(1)

アドバンスト科目[2]
スマートシステム工学特論Ⅰ(1)
スマートシステム工学特論Ⅱ(1)

拡充科目
＜分野別科目＞[4]
データマイニング特論Ⅰ(1)
データマイニング特論Ⅱ(1)
機械学習特論Ⅰ(1)
機械学習特論Ⅱ(1)
＜広域科目＞[2]
線形代数応用特論Ⅰ(1)
線形代数応用特論Ⅱ(1)

修士1年次:25単位

4年次:12単位

修士2年次:20単位

企業の電気エネルギー基盤の技術者

博士課程(研究者)

必修科目
(1コース必修
科目を含む)

選択科目

赤い科目名はI
群入学者とVI
群入学者で異
なる科目

工学全般の知識の修得と理解

専攻教育科目

(工学部共通科目)[3]
工学倫理(1)
データサイエンス序論(2)

Ⅰ群共通教育

教育

専攻教育科目

(学科学部共通科目)[16]
電気情報工学入門(1)

電気情報数学Ⅰ(1)
電気情報数学Ⅱ(1)
回路理論Ⅰ(2)
回路理論Ⅱ(2)
論理回路(2)
プログラミング論(2)
コンピュータアーキテクチャⅠ(2)
工学概論(2)

基幹教育科目

(全学共通科目)[5.5]
基礎教育セミナー(1)
課題協同学科(2.5)
サイバーセキュリティ基礎論(1)
健康・スポーツ科学演習(1)

基幹教育科目

(工学部共通科目)
＜総合科目＞[2]
先端技術入門A(1)、B(1)
＜理系デザインプリン科目＞[17]
プログラミング演習(1)
自然科学総合実験(1)
微分積分Ⅰ(2)
微分積分Ⅱ(2)
線形代数Ⅰ(2)
線形代数Ⅱ(2)
力学基礎(2)
電磁気学基礎(1)
熱力学基礎(1)
無機物質化学Ⅰ(1)
有機物質化学Ⅰ(1)
図形科学Ⅰ(1)

専攻教育科目

(学科学部共通科目)
＜学科学部共通科目＞[2]
データ構造とアルゴリズムⅠ(1)
データ構造とアルゴリズムⅡ(1)

基幹教育科目

＜言語文化科目＞[4]
学術英語・CALL 1(1)
学術英語・CALL 2(1)
学術英語・テーマベース(1)
学術英語・スキルベース(1)

基幹教育科目

＜文系デザインプリン科目＞[4]
経済学入門(2)
社会学入門(2)
＜言語文化科目＞[8]
学術英語・アカデミックⅠ(1)
学術英語・グローバルⅠ(1)
学術英語・グローバルⅡ(1)
学術英語・グローバルⅢ(1)
学術英語・グローバルⅣ(1)
学術英語・グローバルⅤ(1)
中国語ⅠA(1)
中国語ⅠB(1)
中国語ⅡA(1)
中国語ⅡB(1)

1年次: 39.5単位

2年次(前): 25単位

専攻教育科目

(学科学部共通科目)
＜学科学部共通科目＞[16.5]
常微分方程式とラプラス変換(2)
電気情報工学基礎実験(2)
電気情報工学セミナーA(0.5)
電磁気学Ⅰ(2)
電磁気学Ⅱ(2)
回路理論Ⅰ(1)
回路理論Ⅱ(1)
制御工学Ⅰ(1)
制御工学Ⅱ(1)
電子物性Ⅰ(1)
電子物性Ⅱ(1)
プログラミング演習Ⅱ(1)
プログラミング演習Ⅲ(1)

専攻教育科目

(学科学部共通科目)
＜電気電子工学科目＞[2]
エネルギー基礎論Ⅰ(1)
エネルギー基礎論Ⅱ(1)

基幹教育科目

(学科学部共通科目)
＜理系デザインプリン科目＞[0.5]
電磁気学基礎演習(0.5)

基幹教育科目

＜高年次基幹教育科目＞[2]
環境問題と自然科学(2)

専攻教育科目

(学科学部共通科目)
＜学科学部共通科目＞[12]
電気情報工学実験Ⅰ(2)
電気情報工学実験Ⅱ(2)
アナログ電子回路Ⅰ(1)
アナログ電子回路Ⅱ(1)
複素関数論(2)
電磁気学Ⅲ(1)
電磁気学Ⅳ(1)
コンピュータシステム通論Ⅰ(1)
コンピュータシステム通論Ⅱ(1)

専攻教育科目

(学科学部共通科目)
＜電気電子工学科目＞[6]
基礎エネルギー変換機器学Ⅰ(1)
基礎エネルギー変換機器学Ⅱ(1)
計測工学Ⅰ(1)
計測工学Ⅱ(1)
通信工学通論Ⅰ(1)
通信工学通論Ⅱ(1)

専攻教育科目

(学科学部共通科目)
＜学科学部共通科目＞[4]
半導体の性質Ⅰ(1)
トランジスタ基礎論Ⅰ(1)
プラズマⅠ(1)
プラズマⅡ(1)

専攻教育科目

(学科学部共通科目)
＜電気電子工学科目＞[14]
電力輸送工学Ⅰ(1)
電力輸送工学Ⅱ(1)
電気電子材料Ⅰ(1)
電気電子材料Ⅱ(1)
計測工学AⅢ(1)
計測工学AⅣ(1)
エネルギー変換機器学Ⅰ(1)
エネルギー変換機器学Ⅱ(1)
パワーエレクトロニクスⅠ(1)
パワーエレクトロニクスⅡ(1)
超伝導基礎論Ⅰ(1)
超伝導基礎論Ⅱ(1)
高電圧・ハイスパワエーⅠ(1)
高電圧・ハイスパワエーⅡ(1)

2年次(後): 21単位

3年次: 36単位

4年次: 12単位

修士1年次: 25単位

修士2年次: 20単位

電気電子工学およびエネルギーデバイス・システムの知識の修得と理解

電気電子工学に関する実験実施およびエネルギーデバイス・システム実現のための研究実践

知識・興味の異分野への拡張

卒業研究
(8)

修士論文研究

講義科目[10]

電気電子工学読解Ⅰ(3)
電気電子工学読解Ⅱ(3)
電気電子工学研究演習(4)
電気電子工学研究演習(4)

講義科目[16]

電気電子工学演習Ⅰ(3)
電気電子工学演習Ⅱ(3)
電気電子工学研究演習(4)
電気電子工学研究演習(4)

専攻教育科目

(学科学部共通科目)
＜学科学部共通科目＞[2]
電気電子工学設計Ⅰ(1)
電気電子工学設計Ⅱ(1)

コア科目[7]

計測工学特論Ⅰ(1)
計測工学特論Ⅱ(1)
電気エネルギー工学特論Ⅰ(1)
電気エネルギー工学特論Ⅱ(1)
電磁エネルギー工学特論Ⅰ(1)
電磁エネルギー工学特論Ⅱ(1)
回路解析・設計演習(1)

拡充科目

＜実践・応用科目＞[4]
電気電子工学企画演習(4)

専攻教育科目

(学科学部共通科目)
＜電気電子工学科目＞[2]
電気法規および施設管理Ⅰ(1)
電気法規および施設管理Ⅱ(1)

アドバンスト科目[2]

スマートシステム工学特論Ⅰ(1)
スマートシステム工学特論Ⅱ(1)

拡充科目

＜分野別科目＞[4]
データマイニング特論Ⅰ(1)
データマイニング特論Ⅱ(1)
機械学習特論Ⅰ(1)
機械学習特論Ⅱ(1)
＜広域科目＞[2]
線形代数応用特論Ⅰ(1)
線形代数応用特論Ⅱ(1)

赤い科目名はⅠ群入学者とⅥ群入学者で異なる科目

必修科目
(1コース必修
科目を含む)

選択科目

企業の電気エネルギー基盤の技術者

博士課程(研究者)

学 部

大学院（修士課程）

データサイエンスに関する知識の修得と理解

データ活用のための研究実践

知識・興味の異分野への拡張

修士論文研究

講究科目 [8]
情報理工学研究Ⅰ (4)
情報理工学演習 (4)

講究科目 [8]
情報理工学研究Ⅱ (4)
情報理工学講究 (4)

九州大学理学部物理学科情報理学コースにおいて履修し
同卒業

コア科目 [6]
計算論Ⅲ(2)
グラフ理論・組み合わせ論Ⅲ(2)
情報論的学習理論Ⅲ(2)

拡充科目 [12]
＜分野別科目＞[6]
自然言語処理Ⅱ(2)
パターン認識(2)
ロボティクスⅡ(2)
＜実践・応用科目＞[6]
データサイエンス実習(4)
システム情報科学実習(2)

アドバンスト科目 [4]
情報普及学特論Ⅱ(2)
機械学習特論Ⅱ(2)

拡充科目 [8]
＜広域科目＞[6]
確率・統計特論Ⅱ(2)
最適化理論基礎・演習(4)
＜実践・応用科目＞[2]
データサイエンス技法演習(2)

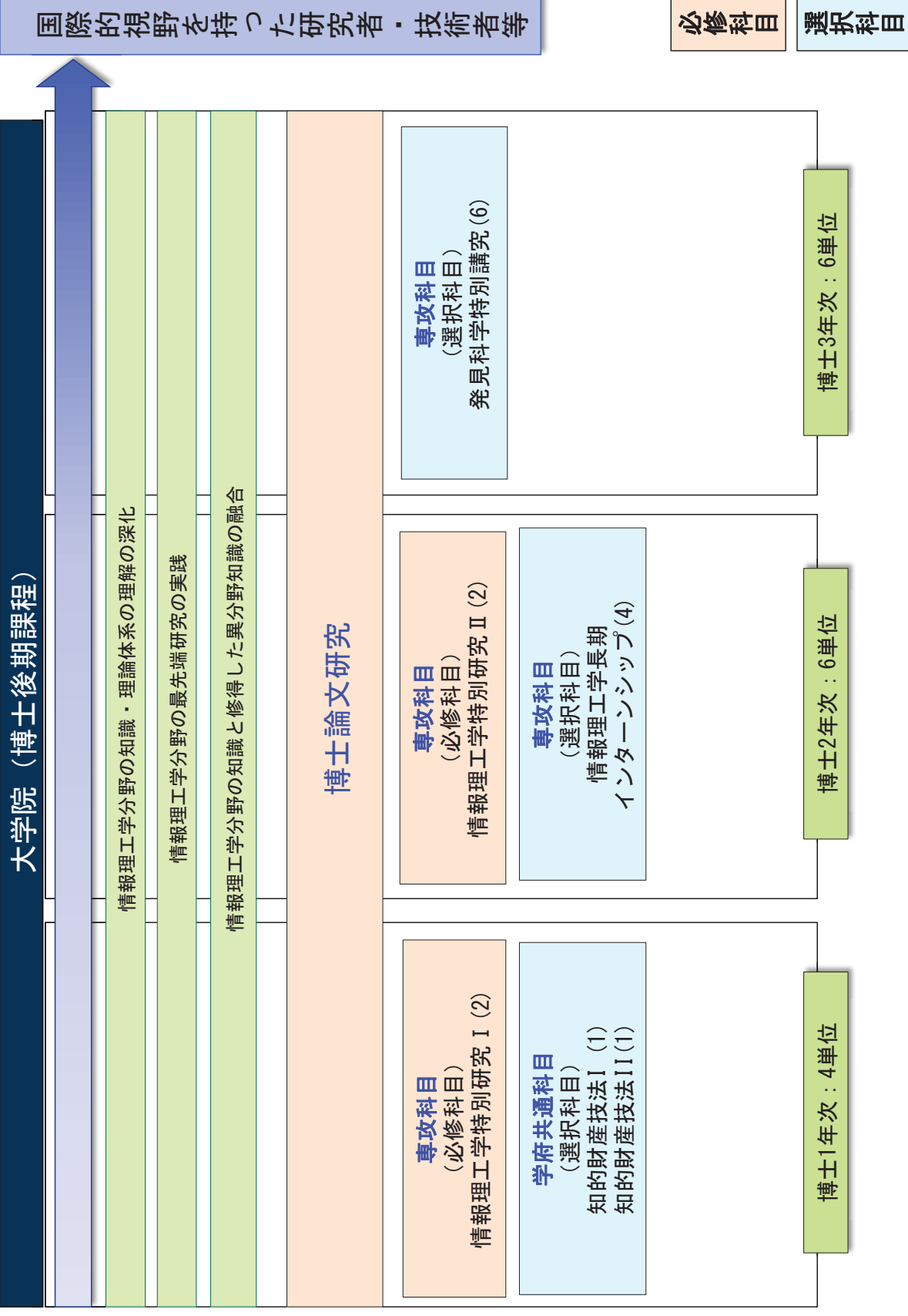
多様な分野で活躍する高度データサイエンティスト
博士課程（研究者）

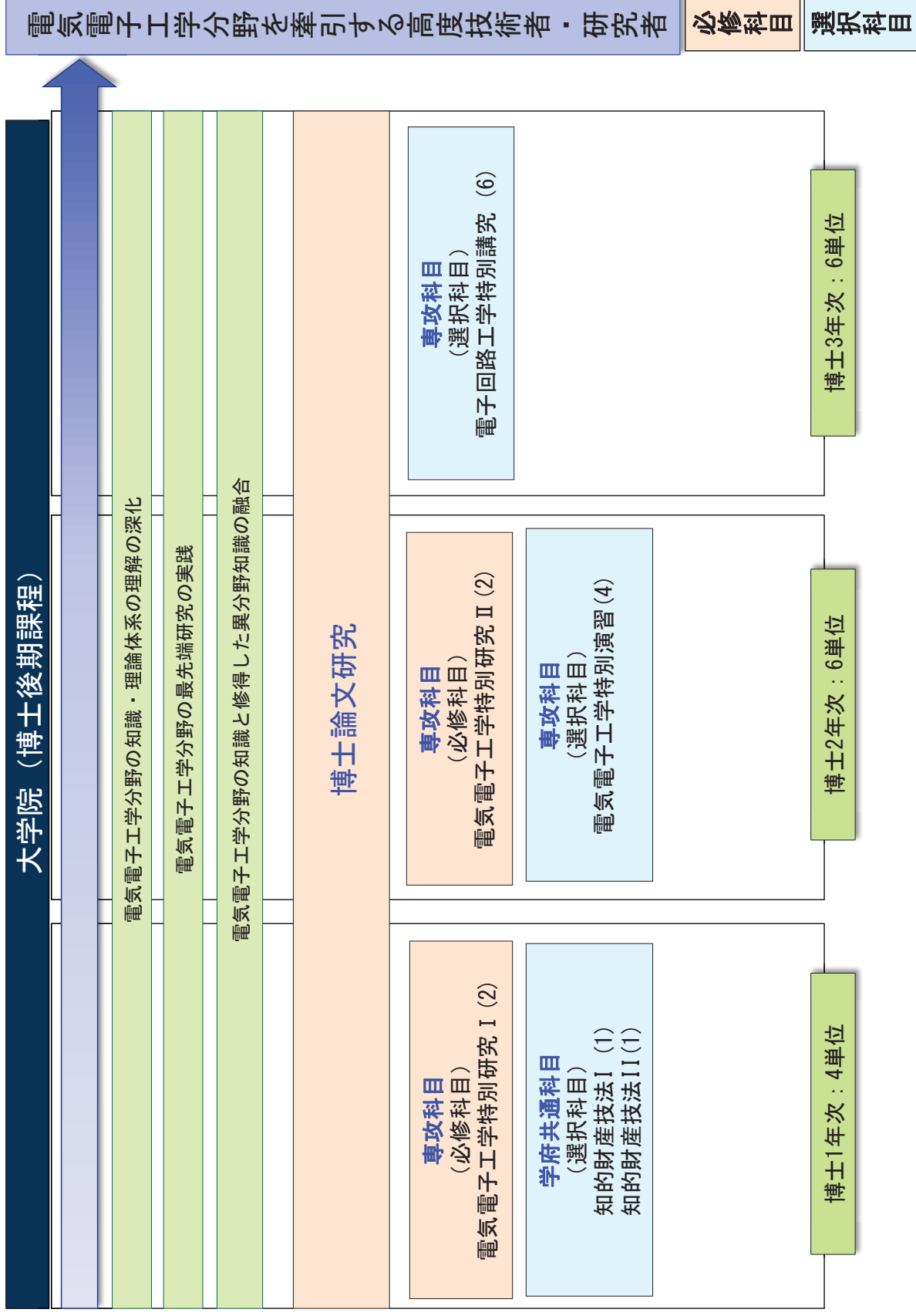
必修科目
（コース必修
科目を含む）

選択科目

修士1年次：26単位

修士2年次：20単位





九州大学人を対象とする医学系研究に関する規程

平成26年度九大規程第112号
 制定：平成27年 3月30日
 最終改正：平成29年 5月30日
 （平成29年度九大規程第14号）

（趣旨）

第1条 九州大学（以下「本学」という。）において実施する人を対象とする医学系研究（以下「医学系研究」という。）に関する取扱いは、関係法令、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成26年文部科学省・厚生労働省告示第3号。以下「指針」という。）その他別に定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。

（定義）

第2条 この規程における用語の意義は、指針において定めるところによる。

（総長の責務及び権限等の委任）

第3条 総長は、本学における医学系研究の実施に関する最終的な責任を有する。

2 総長は、医学系研究の円滑かつ機動的な実施のため、指針に定める「研究機関の長」の権限及び事務について、次に掲げる事項を除き、当該医学系研究を実施する部局長（九州大学病院の患者を対象とする医学系研究にあつては、病院長）（以下「部局長」という。）に委任するものとする。ただし、総長が自らその権限及び事務を行うことを妨げない。

- (1) 指針第6の2の(6)
- (2) 指針第6の3の(4)
- (3) 指針第14及び15
- (4) 指針第16の2の(1)から(5)、(8)及び(9)

（部局長の責務）

第4条 部局長は、当該部局における医学系研究の実施に関する統括的な責任を有し、実施を許可した研究が適正に実施されるよう監督しなければならない。

- 2 部局長は、研究の実施に携わる関係者に、研究対象者の生命、健康及び人権を尊重して研究を実施することを周知徹底しなければならない。
- 3 部局長は、実施している又は過去に実施した医学系研究について、指針に適合していないことを知った場合には、速やかに倫理審査委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴き、必要な対応を行うとともに、不適合の程度が重大であるときは、その対応の状況・結果を総長に報告しなければならない。
- 4 部局長は、侵襲（軽微な侵襲を除く。）を伴う研究であつて介入を行うものの実施において予測できない重篤な有害事象が発生し、当該研究との直接の因果関係が否定できない場合には、速やかにその対応の状況・結果を総長に報告しなければならない。

（研究者等の責務）

第5条 医学系研究を実施しようとする場合には、その業務を統括する者として、研究責任者を定めなければならない。

- 2 研究責任者は、医学系研究の実施に当たり、あらかじめ研究計画書を作成し、部局長の許可を得なければならない。研究計画書を変更しようとする場合も同様とする。
- 3 研究責任者は、指針及びこの規程に基づき、医学系研究を統括し、研究者等に必要な指導を行う等医学系研究の適正な管理に当たらなければならない。

（倫理審査委員会）

第6条 部局長は、医学系研究実施の可否等を審査するため、その諮問機関として、委員会を設置しなければならない。ただし、当該部局において委員会を設置することが困難な場合には、他の部局に設置された委員会をもってこれに代えることができる。

- 2 委員会は、部局長が合同で設置することができる。
- 3 部局長は、委員会を設置した場合、速やかに総長へ報告するとともに、指針で定めるところ

により倫理審査委員会報告システム（以下、「システム」という。）で公表しなければならない。

- 4 委員会は、学際的かつ多元的な視点から、様々な立場からの委員によって、公正かつ中立的な審査を行えるよう、適切に構成され、かつ、運営されなければならない。
- 5 部局長が必要と認める場合には、第1項の規定にかかわらず、指針第11の4の（1）に基づいて設置された学外の倫理審査委員会に審査を依頼することができる。
- 6 委員会は、他の研究機関が実施する医学系研究について審査を行うことができる。
- 7 部局長は、指針で定めるところにより、委員会の開催状況及び審査の概要についてシステムで公表した場合は、速やかに公表事項を総長に報告するものとする。

（個人情報保護及び権限等の委任）

第7条 総長は、指針第14及び第15に定める個人情報の保護に関する措置についての権限及び事務を九州大学個人情報管理規程（平成16年度九大規程第160号。以下「個人情報管理規程」という）に規定する個人情報保護管理者に委任するものとする。

- 2 前項の規定により委任を受けた者は、指針及び個人情報管理規程に基づき、その取り扱う個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 第1項の規定により委任を受けた者は、指針に基づき、死者について特定の個人を識別することができる情報についても前項と同様、適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（保有個人情報の開示等に係る請求の取扱い）

第8条 総長は、研究対象者等から、保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止等に係る請求があった場合は、指針及び九州大学個人情報開示等取扱規程（平成16年度九大規程第161号）に基づき取り扱うものとする。

（指針及びこの規程の遵守）

第9条 医学系研究に従事するすべての者は、指針及びこの規程を遵守しなければならない。

（雑則）

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、部局長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 九州大学臨床研究に関する規程（平成20年度九大規程第128号）及び九州大学疫学研究に関する規程（平成21年度九大規程第96号）は、廃止する。
- 3 この規程の施行の際現に廃止前の九州大学臨床研究に関する規程又は九州大学疫学研究に関する規程により実施中の医学系研究については、指針において定められた範囲において、なお従前の例によることができる。

附 則（平成29年度九大規程第14号）

この規程は、平成29年5月30日から施行する。

九州大学遺伝子治療等臨床研究に関する規程

平成 27 年度九大規程第 39 号
制 定：平成 27 年 10 月 30 日
最終改正：平成 29 年 5 月 30 日
(平成 29 年度九大規程第 18 号)

(趣旨)

第 1 条 九州大学（以下「本学」という。）において実施する遺伝子治療等臨床研究に関する取扱いは、関係法令、遺伝子治療等臨床研究に関する指針（平成 27 年厚生労働省告示第 344 号。以下「指針」という。）その他別に定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この規程における用語の意義は、指針において定めるところによる。

(総長の責務及び権限等の委任)

第 3 条 総長は、本学における遺伝子治療等臨床研究の実施に関する最終的な責任を有する。

2 総長は、遺伝子治療等臨床研究の円滑かつ機動的な実施のため、指針に定める「研究機関の長」の権限及び事務について、次に掲げる事項を除き、当該遺伝子治療等臨床研究を実施する部局長（九州大学病院の患者を対象とする遺伝子治療等臨床研究にあっては、病院長）（以下「部局長」という。）に委任するものとする。ただし、総長が自らその権限及び事務を行うことを妨げない。

- (1) 指針第十六の二の 6
- (2) 指針第十六の三の 4
- (3) 指針第二十七及び二十八
- (4) 指針第二十九の二の 1 から 5、8 及び 9

(部局長の責務)

第 4 条 部局長は、当該部局における遺伝子治療等臨床研究の実施に関する統括的な責任を有し、実施を許可した研究が適正に実施されるよう監督しなければならない。

- 2 部局長は、研究者に、被験者の生命、健康及び人権を尊重して研究を実施することを周知徹底しなければならない。
- 3 部局長は、指針第十六の四の 3、4 及び三十一の四の 3 に基づき厚生労働大臣へ報告する場合、当該報告の内容について、総長にも報告しなければならない。

(研究責任者の責務)

第 5 条 遺伝子治療等臨床研究を実施しようとする場合には、その業務を統括する者として、研究責任者を定めなければならない。

- 2 研究責任者は、遺伝子治療等臨床研究の実施に当たり、あらかじめ研究計画書を作成し、部局長の許可を得なければならない。研究計画書を変更しようとする場合も同様とする。
- 3 研究責任者は、指針及びこの規程に基づき、遺伝子治療等臨床研究を統括し、研究者に必要な指導を行う等遺伝子治療等臨床研究の適正な管理に当たらなければならない。

(倫理審査委員会)

第 6 条 部局長は、遺伝子治療等臨床研究実施の可否等を審査するため、その諮問機関として、委員会を設置しなければならない。ただし、当該部局において委員会を設置することが困難な場合には、他の部局に設置された委員会をもってこれに代えることができる。

- 2 委員会は、部局長が合同で設置することができる。
- 3 部局長は、委員会を設置した場合、速やかに総長へ報告するとともに、指針で定めるところにより倫理審査委員会報告システム（以下「システム」という。）で公表しなければならない。
- 4 委員会は、学際的かつ多元的な視点から、様々な立場からの委員によって、公正かつ中立的な審査を行えるよう、適切に構成され、かつ、運営されなければならない。
- 5 部局長が必要と認める場合には、第 1 項の規定にかかわらず、指針第二十一の四の 1 に基づ

いて設置された学外の倫理審査委員会に審査を依頼することができる。

- 6 委員会は、他の研究機関が実施する遺伝子治療等臨床研究について審査を行うことができる。
- 7 部局長は、指針で定めるところにより、委員会の開催状況及び審査の概要についてシステムで公表した場合は、速やかに公表事項を総長に報告するものとする。

(個人情報の保護及び権限等の委任)

第7条 総長は、指針第二十七及び第二十八に定める個人情報の保護に関する措置についての権限及び事務を九州大学個人情報管理規程（平成16年度九大規程第160号。以下「個人情報管理規程」という。）に規定する個人情報保護管理者に委任するものとする。

- 2 前項の規定により委任を受けた者は、指針及び個人情報管理規程に基づき、その取り扱う個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 第1項の規定により委任を受けた者は、指針に基づき、死者について特定の個人を識別することができる情報についても前項と同様、適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(保有個人情報の開示等に係る請求の取扱い)

第8条 総長は、本人等から、保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止等に係る請求があった場合は、指針及び九州大学個人情報開示等取扱規程（平成16年度九大規程第161号）に基づき取り扱うものとする。

(指針及びこの規程の遵守)

第9条 遺伝子治療等臨床研究に従事するすべての者は、指針及びこの規程を遵守しなければならない。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、部局長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成27年11月1日から施行し、平成27年10月1日から適用する。
- 2 九州大学遺伝子治療臨床研究に関する規程（平成21年度九大規程第95号）は、廃止する。
- 3 この規程の施行の際現に廃止前の九州大学遺伝子治療臨床研究に関する規程等の規定によった手続その他行為であつて、この規程に相当の規定があるものについては、当該規程に基づき手続等を行ったものとみなす。

附 則（平成29年度九大規程第18号）

この規程は、平成29年5月30日から施行する。

九州大学ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する規程

平成16年度九大規程第162号
制 定：平成17年 3月31日
最終改正：平成29年 5月30日
(平成29年度九大規程第15号)

(趣旨)

第1条 九州大学（以下「本学」という。）において実施するヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する取扱いは、関係法令、ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成25年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号。以下「指針」という。）その他別に定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程における用語の意義は、指針において定めるところによる。

(基本理念)

第3条 本学におけるヒトゲノム・遺伝子解析研究の実施に当たっては、次に掲げる事項を基本理念とする。

- (1) 人間の尊厳を尊重すること。
- (2) 提供者等に対し事前に十分な説明を行い、自由意思による同意（インフォームド・コンセント）を受けること。
- (3) 個人情報の保護を徹底すること。
- (4) 人類の知的基盤、健康及び福祉に貢献する社会的に有益な研究を実施すること。
- (5) 個人の人権の保障が科学的又は社会的利益に対し優先すること。
- (6) 指針に基づき研究計画を作成し、これを遵守すること、並びに独立の立場に立った倫理審査委員会による事前の審査及び承認により研究の適正を確保すること。
- (7) 研究の実施状況に対する第三者による実地調査及び研究結果の公表を通じ、研究の透明性を確保すること。
- (8) 研究に関する啓発活動等により、一般市民及び社会の理解を増進させること。

(総長の責務及び権限等の委任)

第4条 総長は、本学におけるヒトゲノム・遺伝子解析研究の実施に関する最終的な責任を有し、ヒトゲノム・遺伝子解析研究の円滑かつ機動的な実施のため、ヒトゲノム・遺伝子解析研究の実施に関する権限及び事務を別表のとおりヒトゲノム・遺伝子解析研究を実施する部局の長（以下「部局長」という。）に委任するものとする。

(部局長の責務)

第5条 部局長は、当該部局におけるヒトゲノム・遺伝子解析研究の実施に関する統括的な責任を有し、研究責任者及び研究担当者が研究計画に従って適正に研究を実施するよう監督しなければならない。

- 2 部局長は、提供者等の人権を最大限保障すべきこと及び指針、研究計画等を遵守すべきことについて、研究者等に対し周知徹底を図らなければならない。

(倫理審査委員会)

第6条 部局長は、ヒトゲノム・遺伝子解析研究実施の可否等を審査するため、その諮問機関として、倫理審査委員会（以下「委員会」という。）を設置しなければならない。ただし、当該部局において委員会を設置することが困難な場合には、他の部局に設置された委員会をもってこれに代えることができる。

- 2 委員会は、第4条に規定する部局長が合同で設置することができる。
- 3 委員会は、独立の立場に立って、学際的かつ多元的な視点から、様々な立場からの委員によって、公正かつ中立的な審査を行えるよう、適切に構成し運営されなければならない。

(個人情報の保護)

第7条 部局長は、九州大学個人情報管理規程（平成16年度九大規程第160号）に基づき、その取り扱う個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 部局長は、指針に基づき、死者に対する個人情報及び匿名化された情報（特定の個人を識別することができないものに限る。）の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
（研究責任者）

第8条 ヒトゲノム・遺伝子解析研究を実施しようとする場合には、その業務を統括する者として、研究責任者を定めなければならない。

- 2 研究責任者は、ヒトゲノム・遺伝子解析研究の実施に当たり、あらかじめ研究計画書を作成し、部局長の許可を得なければならない。研究計画書を変更しようとする場合も同様である。
3 研究責任者は、研究計画の立案及び実施に際しては、指針及びこの規程を遵守し、ヒトゲノム・遺伝子解析研究の適正な管理及び監督に当たらなければならない。

（遺伝情報の開示）

第9条 研究責任者は、個々の提供者の遺伝情報が明らかとなるヒトゲノム・遺伝子解析研究に関して、提供者が自らの遺伝情報の開示を希望している場合には、原則として開示しなければならない。

- 2 研究責任者は、個々の提供者の遺伝情報が明らかとなるヒトゲノム・遺伝子解析研究に関して、提供者が自らの遺伝情報の開示を希望していない場合には、開示してはならない。
3 研究責任者は、提供者の同意がない場合には、提供者の遺伝情報を、提供者以外の人に対し、原則として開示してはならない。

（研究担当者）

第10条 ヒトゲノム・遺伝子解析研究に従事するすべての者は、指針及びこの規程を遵守するとともに、研究責任者の指示に従わなければならない。

（雑則）

第11条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、部局長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成20年度九大規程第129号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年度九大規程第10号）

この規程は、平成25年5月24日から施行する。

附 則（平成25年度九大規程第50号）

この規程は、平成25年11月8日から施行する。

附 則（平成26年度九大規程第2号）

この規程は、平成26年5月12日から施行する。

附 則（平成28年度九大規程第138号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年度九大規程第15号）

この規程は、平成29年5月30日から施行する。

別表

部 局	部局長
医学研究院	医学研究院長
歯学研究院	歯学研究院長
薬学研究院	薬学研究院長
工学研究院	工学研究院長
芸術工学研究院	芸術工学研究院長
農学研究院	農学研究院長
基幹教育院	基幹教育院長
九州大学病院	九州大学病院長
生体防御医学研究所	生体防御医学研究所長
先導物質化学研究所	先導物質化学研究所長

国立大学法人九州大学の適正な研究活動に関する規程

平成 21 年度九大就規第 14 号

施行：平成 21 年 12 月 1 日

最終改正：平成 28 年 11 月 30 日

(平成 28 年度九大就規第 19 号)

国立大学法人九州大学研究不正防止規程(平成 18 年度九大就規第 10 号)の全部を改正する。

(目的)

第 1 条 この規程は、国立大学法人九州大学（以下「本学」という。）における研究者の研究活動上の責務、研究倫理教育の実施、不正行為の防止、不正行為に関する申立て等への対応、不正行為が行われた場合の措置その他必要な事項を定めることにより、本学における適正な研究活動を推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 研究者 次に掲げる者をいう。

イ 教員、学生その他の本学において研究に従事する者

ロ 本学において研究指導を受ける者

ハ 本学の施設設備を利用する者

ニ イからハまでに掲げる者であった者

(2) 不正行為 次に掲げる研究活動上の行為（故意によるものではないことが根拠をもって明らかにされたものを除く。）をいう。

イ 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

ロ 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

ハ 盗用 他者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該者の了解又は適切な表示なく流用すること。

ニ その他 虚偽の記述等又はイ、ロ若しくはハに準ずる行為

ホ 上記の行為の証拠隠滅又は立証妨害をすること。

(3) 競争的資金等 文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金をいう。

(4) 研究機関 競争的資金等、国立大学法人及び文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成等の基盤的経費その他の文部科学省の予算の配分又は措置により、所属する研究者が研究活動を行っている全ての機関をいう。

(5) 配分機関 研究機関に対して、競争的資金等の配分をする機関をいう。

(研究者の責務)

第 3 条 研究者は、本学が定めた研究者のための行動基準（以下「行動基準」という。）、この規程及び関係法令等に従い、適正な研究活動を行わなければならない。

2 研究者は、研究データを一定期間保存し、必要な場合に開示しなければならない。

3 保存又は開示する研究データの内容、保存期間、保存方法及び開示方法等については、データの性質や研究分野の特性を踏まえ、総長が別に定める。

(研究責任者及び監督者の責務)

第 4 条 研究代表者として研究を総括する立場にある者（以下「研究責任者」という。）及び研究者を監督する地位にある者（以下「監督者」という。）は、行動基準、この規程及び関係法令等に従い、適正な研究活動を保持し、不正行為が起こらない健全な研究環境の形成に努めなければならない。

(総長の責務)

第 5 条 総長は、研究者、研究責任者、監督者及び第 7 条に規定する研究倫理教育責任者に対し、

行動基準、この規程及び関係法令等の周知徹底を図るとともに、適正な研究活動を行うための必要な措置を講ずるものとする。

(研究担当理事の責務)

第6条 研究担当理事は、本学における不正行為の防止及び不正行為があった場合の措置等について統括する。

2 研究担当理事が旅行、疾病その他事故等により、その職務を行うことができないときは、総長は、その期間中、その職務を代行させるため、理事のうちから代理者を指名するものとする。

3 研究担当理事は、行動基準に基づき、研究倫理教育その他具体的な対策を策定するとともに、その実施状況を確認し総長に報告するものとする。

(研究倫理教育責任者)

第7条 不正行為を事前に防止し、適正な研究活動を推進するため、研究者に求められる倫理規範を修得等させるための教育（以下「研究倫理教育」という。）を実施する責任者として、各部局に研究倫理教育責任者を置き、各部局の長をもって充てる。

2 研究倫理教育責任者は、研究担当理事の指示に基づき、当該部局における研究活動に関わる全ての研究者に対し、定期的に研究倫理教育を行わなければならない。

3 各部局に、研究倫理教育責任者を補佐するため、研究倫理教育副責任者を複数人置くことができる。

4 研究倫理教育の内容、実施方法等については、研究担当理事が別に定める。

(窓口の設置)

第8条 不正行為に関する申立て若しくは相談又は学会等からの指摘（以下「申立て等」という。）に対応するため、研究不正申立窓口（以下「申立窓口」という。）を事務局、部局事務部及びカーボンニュートラル・エネルギー国際研究所に置き、申立窓口の名称、場所、連絡先、受付の方法等を学内外に公表するものとする。

2 申立窓口の職員は、申立て等の事案が自己との利害関係を持つものである場合、当該事案に関与してはならない。

(申立ての方法)

第9条 申立ては、原則として当該申立てを行う者（以下「申立者」という。）の氏名を明らかにした上で、次に掲げる事項を明示した書面等により行わなければならない。

(1) 不正行為を行った疑いがある研究者（以下「被申立者」という。）の氏名

(2) 不正行為の態様及び事案の内容

(3) 不正行為とする科学的・合理的な理由

2 匿名による申立てがあった場合は、申立て内容に応じ、前項の申立てがあったとみなすことができる。

3 第1項及び第2項により申立てがあった事案が、本学が調査を行うべき研究機関に該当しない場合、調査すべき研究機関又は配分機関に当該申立てを回付することができる。また、本学以外の研究機関又は配分機関から回付された申立ては、第1項の申立てがあったとみなすことができる。

4 申立窓口が受け付けたか否かを申立者が知り得ない方法による申立てがなされた場合は、当該申立者（匿名の申立者を除く。ただし、調査結果が出る前に申立者の氏名が判明した後は顕名による申立者として取り扱う。）に、申立てを受け付けたことを通知するものとする。

5 申立ての意思を明示しない相談を受けた申立窓口はその内容を確認又は精査し、相当の理由があると認めた場合は、相談した者に対して申立ての意思があるかを確認するものとする。

6 不正行為が行われようとしている又は不正行為を求められているという内容の申立て又は相談を受け付けた申立窓口はその内容を確認又は精査し、研究担当理事に報告するものとする。研究担当理事は、相当の理由があると認めた場合は、被申立者に警告を行うことができる。

7 申立窓口の責任者は、研究担当理事に申立内容について報告（以下「申立報告」という。）

を行うものとする。

8 研究担当理事は、申立報告を受けて、申立内容の合理性及び調査可能性等について調査を行う必要がないと認める場合には、その理由を付して、申立者又は指摘を行った研究機関等にその旨を通知するものとする。

9 研究担当理事は、前項の通知を行ったときは、総長及び九州大学適正な研究活動推進委員会（以下「委員会」という。）に報告するものとする。
（申立者及び被申立者の取扱い）

第10条 申立てを受け付けるときは、個室での面談、電話、電子メール等を申立窓口の担当職員以外は見聞できないように、適切な方法により、申立内容及び申立者の秘密を守るための方策を講じなければならない。

2 申立窓口に寄せられた申立者、被申立者、申立内容及び調査内容は、調査結果の公表まで、申立者及び被申立者の意に反して調査関係者以外に漏らしてはいけない。

3 調査に当たっては、申立者が了承した場合を除き、不正行為に対応する委員会の委員以外の者や被申立者に申立者が特定されないように配慮しなければならない。

4 公表するまでに申し立てされた事案が漏えいした場合、申立者及び被申立者の了解を得て、当該事案について公に説明することができる。ただし、申立者又は被申立者の責により漏えいした場合は、この限りでない。

5 本学は、悪意（被申立者を陥れるため、又は被申立者が行う研究を妨害するためなど、専ら被申立者に何らかの損害を与えること及び被申立者が所属する研究機関に不利益を与えることを目的とする意思。以下同じ。）に基づく申立てであることが判明しない限り、単に申立てしたことをもって、申立者に対し、解雇、降格、減給その他不利益な取扱いを行わない。

6 本学は、相当な理由なしに、単に申立てがなされたことのみをもって、被申立者の研究活動を部分的又は全面的に制限したり、解雇、降格、減給その他不利益な取扱いを行わない。

（申立ての受付によらないものの取扱い）

第11条 第9条第5項による申立ての意思を明示しない相談について、申立ての意思表示がなされない場合においても、本学の判断により当該相談の調査を行うことができる。

2 学会等の科学コミュニティや報道により不正行為の疑いが指摘された場合は、第9条第1項の申立てがあったとみなすことができる。

3 本学に所属する研究者が不正行為の疑いをインターネット上に掲載されている（不正行為を行ったとする研究者・グループ、不正行為の態様等、研究不正の内容が明示され、かつ、不正とする科学的な合理性のある理由が示されている場合に限る。）場合は、第9条第1項の申立てがあったとみなすことができる。

（予備調査）

第12条 研究担当理事は、申立報告を受けて、申立内容の合理性及び調査可能性等について調査を行う必要があると認める場合には、適正な研究活動推進委員会委員長（以下「委員長」という。）に対し、必要な調査（以下「予備調査」という。）の実施及び適切な対応を指示するものとする。

2 予備調査は、委員会の委員のうち委員長が指名する委員が行うものとする。

3 委員長は、予備調査のため必要と認める場合は、前項の委員以外の者を加えることができる。

4 予備調査は、申立内容の合理性及び調査可能性等について調査するものとする。

5 予備調査は、原則として申立受理日又は第9条第2項、第11条第1項、第2項及び第3項により申立てがあったとみなした日から原則30日以内に終了するものとする。

6 委員長は、予備調査の結果を速やかに研究担当理事に報告するものとする。

（不正行為が明らかな場合等の取扱い）

第12条の2 前条の規定にかかわらず、研究担当理事は、申立報告の内容について不正行為の事実が明らか又は不正行為の蓋然性が極めて高いと認める場合は、予備調査を経ずに、次条に

規定する本格的な調査を実施することができるものとする。

(本調査の要否の決定)

第13条 研究担当理事は、申立報告又は第12条第6項の予備調査の報告を受けて、本格的な調査（以下「本調査」という。）が必要か否かについて速やかに決定するものとする。

- 2 研究担当理事は、本調査を行う必要がないと認める場合には、総長及び委員会に報告するとともに、理由を付して申立者に通知するものとする。この場合、予備調査に係る資料等を保存し、当該事案に係る配分機関等及び申立者の求めに応じ開示するものとする。
- 3 研究担当理事は、第12条第6項の予備調査の結果の報告を受けて、本調査を行う必要があると認める場合は、委員長に対し、必要な調査の実施を指示するものとする。
- 4 研究担当理事は、前項により本調査の実施を決定した場合は、申立者、被申立者及び被申立者の所属する部局等の長に通知するとともに、当該事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告するものとする。被申立者が本学以外の研究機関に所属している場合は、当該研究機関にも通知するものとする。

(調査部会)

第14条 委員長は、本調査を実施し対策を検討するため、委員会の下に研究不正調査部会（以下「調査部会」という。）を置くものとする。

- 2 調査部会は、次に掲げる委員をもって組織する。ただし、調査対象となる事案について、特別な事情があると委員長が認める場合には、この限りでない。
 - (1) 委員会委員である理事、副学長又は副理事のうち総長が指名する者
 - (2) 関連する部局等の長のうち委員長が指名する者
 - (3) 委員会の委員のうち委員長が指名する者
 - (4) 調査対象となる事案の研究分野の学内外の研究者
 - (5) 弁護士等の学外の有識者
 - (6) その他委員長が必要と認めた者
- 3 前項第5号の委員の数は、調査部会の委員の半数以上でなければならない。
- 4 調査部会の全ての委員は、調査を公正に行うため、調査対象となる事案の申立者及び被申立者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
- 5 部会長は、第2項第1号の委員をもって充てる。ただし、委員長が特別な事情があると認める場合は、第2項第3号の委員をもって充てることができるものとする。

(本調査)

第15条 委員長は、調査部会を設置したときは、委員の氏名及び所属を申立者及び被申立者に通知するものとする。

- 2 申立者及び被申立者は、委員について異議がある場合は、前項の通知を受け取った日の翌日から1週間以内に理由を添えて委員長に異議申立てをすることができる。
- 3 委員長は、前項の異議が妥当なものと判断した場合は、当該異議に係る委員を交代するものとし、その旨を申立者及び被申立者に通知するものとする。
- 4 本調査は、当該調査の実施を決定した日から原則30日以内に開始するものとする。

第16条 本調査においては、調査対象となる事案に係る研究活動に関する論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査、関係者からの聴取などにより必要な調査を行うものとする。

- 2 委員長は、調査部会からの意見を受け、必要と認める場合は次の措置をとることができる。
 - (1) 調査対象となる研究活動の一時停止
 - (2) 調査対象となる事案に関連する機器、実験記録・資料等の保全
 - (3) その他委員長が必要と認めた措置
- 3 本調査においては、被申立者に対し、弁明の機会を与えなければならない。ただし、申立者が悪意に基づく申立てを行った疑いがあると調査部会が認める場合には、申立者に対しても、

弁明の機会を与えなければならない。

- 4 研究者は、自身の研究活動に係る不正行為が申し立てられた場合であって、当該不正行為の疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動の適正等を科学的根拠を示して説明しなければならない。
- 5 不正行為が行われた可能性を調査するために、調査部会が再実験等により再現性を示すことを被申立者に求める場合又は被申立者自らの意思によりそれを申し出て調査部会がその必要性を認める場合には、合理的に必要と判断される範囲内において、当該再実験等に要する期間及び機会を与えるものとする。この場合においては、調査部会の指導・監督の下に行うものとする。
- 6 当該事案に係る配分機関等からの求めがあった場合、本調査の終了前であっても、調査の中間報告を当該配分機関等に提出するものとする。
- 7 本調査は、本調査開始後、原則150日以内に終了するものとし、調査結果について、委員会に報告するものとする。

(証拠の保全)

- 第17条 研究担当理事は、申立て等が他機関において行われた研究活動に係る事案である場合、当該機関に対し、申立て等がなされた事案に係る研究活動に関して、証拠となるような資料等を保全するよう依頼するものとする。
- 2 研究担当理事は、他機関において申立て等がなされた事案が本学において行われた研究活動である場合、当該他機関からの依頼に応じ、申立て等がなされた事案に係る研究活動に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとるものとする。

(認定等)

- 第18条 委員会は、調査部会による本調査の結果を受けた日から30日以内に不正行為等が行われたか否かを認定しなければならない。ただし、調査の過程において、第16条第4項の再実験を行うなど調査に時間を要した場合は、この限りではない。
- 2 前項の認定は、調査により得られた物的・科学的証拠、関係者の証言、被申立者の自認等の諸証拠を総合的に判断して行わなければならない。
- 3 委員会は、不正行為が行われたと認定した場合は、その内容、不正行為に関与した者とその関与の度合、不正行為と認定された研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究活動における役割等その他必要な事項について認定するものとする。
- 4 委員会は、不正行為が行われなかったと認定した場合には、第16条第2項の措置を速やかに解除しなければならない。
- 5 委員会は、不正行為が行われなかったと認定した場合であって、調査部会の調査の過程で申立てが悪意に基づくものであると判明した場合は、併せてその旨の認定を行うものとする。
- 6 委員長は、認定結果を取りまとめ、研究担当理事に報告するものとする。
- 7 研究担当理事は、認定結果を確認の上、総長に報告する。
- 8 総長は、認定結果を申立者、被申立者（被申立者以外で不正行為に関与したと認定された者を含む。以下同じ。）及び被申立者の所属する部局等の長に通知するものとする。被申立者が本学以外の研究機関に所属している場合は、当該研究機関にも通知するものとする。
- 9 総長は、認定結果を当該事案の配分機関等及び文部科学省に報告するものとする。
- 10 総長は、必要と認める場合には、認定結果を調査対象に係る研究の関連論文掲載機関及び関連教育研究機関等に通知するものとする。
- 11 総長は、不正行為が行われなかったと認定された場合は、被申立者の教育研究活動の正常化及び名誉回復のために、十分な措置をとるものとする。

(不服申立て)

- 第19条 不正行為を行ったと認定された被申立者又は悪意に基づく申立てを行ったと認定された申立者は、当該認定に関して不服があるときは、認定に係る通知を受け取った日の翌日から

30日以内に書面をもって不服申立てをすることができるものとする。ただし、不服申立てが行える期日内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

- 2 不服申立てが行われた場合は、研究担当理事が、委員長に対し、再調査の可否に係る審査を指示するものとする。
- 3 研究担当理事は、不服申立ての趣旨が、新たに専門性を要する判断が必要と判断した場合は、委員会の委員の交代若しくは追加、又は委員会に代えて他の者に審査をさせるものとする。
- 4 研究担当理事は、不服申立てが行われた場合は、申立者（第18条第5項による認定の場合は、被申立者。以下同じ。）及び被申立者（第18条第5項による認定の場合は、申立者。以下同じ。）の所属する部局等の長に通知するとともに、当該事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告するものとする。
- 5 委員長は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、再調査を行う必要があると判断したときは、委員会は速やかに再調査を開始するものとする。
- 6 委員会は、当該再調査を速やかに解決するために、不服申立てを行った者等に協力を要請するものとする。
- 7 前項の協力要請にもかかわらず、不服申立てを行った者からの協力を得られないときは、委員会は、再調査を打ち切ることができる。
- 8 委員長は、不服申立ての趣旨が委員会又は調査部会の構成等に関する場合で、その理由が妥当なものとして判断したときは、委員の交代等を行うものとする。
- 9 不服申立てが行われた場合で、再調査を行う必要がないと委員長が判断したときは、研究担当理事及び総長に報告するものとする。
- 10 総長は、再調査を行わない理由を付して、不服申立てを行った者及びその所属する部局等の長に通知するとともに、当該事案の配分機関等及び文部科学省に報告するものとする。不服申立てを行った者が認定に伴う各措置の先送りを主な目的とすると委員会が判断するときは、以後の不服申立てを受け付けないことができる。

（不服申立てに係る再調査）

- 第20条 委員長は、不服申立てがあった場合で、再調査を行う必要があると判断したときは、研究担当理事及び総長に報告するものとする。
- 2 総長は、再調査を行うことについて、不服申立てを行った者及びその所属する部局等の長に通知するとともに、当該事案の配分機関等及び文部科学省に報告するものとする。
 - 3 委員長は、再調査が開始された日から原則50日以内（第18条第5項による認定の場合は原則30日以内）に不服申立てに係る認定の全部又は一部を取り消すか否かを決定しなければならない。
 - 4 委員長は、認定結果を取りまとめ、研究担当理事に報告するものとする。
 - 5 研究担当理事は、認定結果を確認の上、総長に報告するものとする。
 - 6 総長は、認定結果を申立者、被申立者及び被申立者の所属する部局等の長に通知するとともに、当該事案の配分機関等及び文部科学省に通知するものとする。
 - 7 総長は、必要と認める場合は、認定結果を調査対象に係る研究の関連論文掲載機関及び関連教育研究機関等に通知するものとする。

（公表）

- 第21条 不正行為等に関する公表は、総長が行うものとする。
- 2 不正行為が行われたと認定した場合は、調査結果を速やかに公表するものとする。
 - 3 公表する調査結果の内容は、不正行為を行った研究者の氏名、不正行為の内容その他の必要な事項とする。
 - 4 前項に掲げる公表する調査結果の内容のうち、合理的な理由のため公表を控える必要があると認めた場合はこの限りでない。
- 第22条 不正行為が行われなかったと認定した場合は、原則として、当該認定に係る公表は行

わない。ただし、認定前に当該事案が外部に漏洩していた場合又は論文等に故意によるものではない誤りがあった場合は、不正行為が行われなかったことその他の必要な事項を公表するものとする。

- 2 申立てが悪意に基づき行われたと認定した場合は、原則として、当該申立者の氏名その他の必要な事項を公表するものとする。

(調査への協力)

第23条 申立者、被申立者その他の関係者は、調査に対し、誠実に協力しなければならない。

(秘密保持)

第24条 申立窓口担当者、委員会の委員その他の関係者は、その職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(不正行為等に対する措置)

第25条 不正行為が行われたと認定した場合又は申立てが悪意に基づき行われたと認定した場合で、処分又は研究環境の改善を行うことが必要であると認められたときは、総長は、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 不正行為への関与が認定された者及び関与まではしていないが不正行為が認定された論文等の内容について責任を負うと認定された者に対し、総長は、不正行為と認定された論文等の取り下げを勧告するものとする。

附 則

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

附 則 (平成22年度九大就規第14号)

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附 則 (平成26年度九大就規第23号)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

- 2 この規程の施行前になされた研究不正の申立ての取扱いについては、なお従前の例による。ただし、この規程の施行の際にこの規程による改正前の国立大学法人九州大学研究不正への対応に関する規程に規定されていた九州大学研究不正防止委員会及び研究不正調査委員会の業務は、それぞれ、この規程による改正後の国立大学法人九州大学の適正な研究活動に関する規程に規定される九州大学適正な研究活動推進委員会及び研究不正調査部会が承継するものとする。

附 則 (平成27年度九大就規第8号)

この規程は、平成27年12月1日から施行する。

附 則 (平成28年度九大就規第19号)

この規程は、平成28年12月1日から施行する。

研究倫理教育の実施に関する要項

実施：平成27年4月1日

最終改正：平成31年1月18日

1 趣旨

この要項は、国立大学法人九州大学の適正な研究活動に関する規程（平成21年度九大就規第14号。以下「適正な研究活動規程」という。）第7条第4項に基づき、本学の研究倫理教育の内容及び実施方法等について必要な事項を定めるものとする。

2 研究倫理教育

（1）研究者を対象とした研究倫理教育

- ① 研究に従事する研究者等に対し、全学的に共通の教材による研究倫理教育（以下「研究者共通教育」という。）を実施する。
- ② 各部局において、研究分野等の特性に応じた研究倫理教育（以下「分野別教育」という。）を実施する。

（2）学生を対象とした研究倫理教育

- ① 学部学生には、学年等に応じた必要な研究倫理教育を実施する。
- ② 大学院生には、学年等に応じた必要な研究倫理教育を実施するとともに、研究者共通教育を実施する。

3 研究者共通教育

（1）受講対象者

- ① 受講義務者 受講を必須とし、受講管理が必要な者。
 - ア 教員（特定有期教員等を含む。）
 - イ 研究推進職
 - ウ 技術職員・医療職員のうち研究活動を行う者
 - エ 学術研究員
 - オ 研究補助者（テクニカルスタッフ、研究補助者として雇用する学生、技術補佐員等）
 - カ ア、ウ及びエ以外の身分で、本学において科学研究費助成事業へ申請する者
 - キ 日本学術研究振興会特別研究員のうちSPD、PD、RPD及び外国人特別研究員の身分の者
 - ク 大学院生
 - ケ その他、研究担当理事又は研究倫理教育責任者が必要と認める者

- ② 受講推奨者 受講を推奨するが、受講管理の必要のない者。
- ア 共同研究等により本学において一定期間研究活動を行う学外者
 - イ 学部学生（特に研究室配属後の学部学生）
 - ウ 不正行為に係る申立窓口責任者
 - エ 研究支援関係部署の事務職員
 - オ その他、研究担当理事又は研究倫理教育責任者が必要と認める者

（２）教育内容等

- ① 教育内容は、研究者等に求められる倫理規範を十分に修得させるものであり、かつ、研究分野によらない共通のものとする。
- ② 教材は、一般財団法人公正研究推進協会（APRIN）（以下「APRIN」という）が作成している「責任ある研究行為ダイジェスト」を使用する。ただし、今後、文部科学省の通知等を踏まえ、必要に応じ見直す。

（３）受講方法等

- ① 受講対象者は、APRIN の e-learning システム（eAPRIN）により受講する。
- ② 受講義務者は、当該教材を受講後にテストを実施し、一定の点数を超えた場合に受講を修了したとみなす。一定の点数は、当分の間 80 点以上とする。
- ③ 受講義務者は、受講を修了した場合、同システムから発行される受講修了証を所属部局の研究倫理教育責任者に提出する。
- ④ 各部局の研究倫理教育責任者は、受講義務者から提出された受講修了証に基づき受講管理を行うものとし、受講状況を定期的に研究担当理事に報告する。

（４）受講時期

- ① 受講義務者は、原則 3 年度ごとに受講する。教材等の見直しを行った場合や文部科学省等からの通知等により、受講時期を変更する場合がある。ただし、平成 27 年度については、受講義務者は全員受講するものとする。
- ② 年度途中で採用された教員や昇任した教員等については、着任及び昇任後速やかに受講する。ただし、昇任した教員で昇任した年度に既に受講した者は受講を免除できる。

（５）他機関からの採用者等に係る研究倫理教育の取扱いについて

本学採用前に在籍していた研究機関等（以下「研究機関等」という。）において、以下の研究倫理教育を採用年度を含め 3 年度以内に受講した者については、本学における研究者共通教育を受けたこととみなす。

ただし、決定に当たっては、教材から出力される受講修了証又は研究機関等が発行する受講証明書を提出させ確認するものとする。

また、当該採用者についての次の受講年度は、修了証等に記載の受講年度後3年度目とする。

(対象教材等)

① eAPRIN の次の教材

ア「責任ある研究行為ダイジェスト」

イ「責任ある研究行為：基盤編」の基本コースである次の単元を全て受講した場合

- ・責任ある研究行為について・研究における不正行為
- ・データの扱い
- ・オーサーシップ
- ・盗用
- ・公的研究資金の取り扱い

② 「科学の健全な発展のために―誠実な科学者の心得―」（日本学術振興会テキスト）

本教材については、研究機関等が教材として導入していること、かつ、受講後の理解度を測るテスト等の結果をもって研究機関等が受講を証明できることを条件とする。

4 分野別教育

- (1) 研究倫理教育責任者は、研究者共通教育に加え、当該部局の研究分野の特性に応じた教育を実施する。受講対象者、教育内容、実施方法等については、各部局で決定する。
- (2) 研究倫理教育責任者は、部局において実施した分野別教育について、定期的に研究担当理事に報告する。

5 学生を対象とした研究倫理教育

学生を対象とした研究倫理教育の実施等については、この要項に定めるもののほか、教育担当理事が必要に応じて別途定める。

6 実施

この要項は、平成27年4月1日から実施する。

附 記

この要項は、平成28年4月1日から実施する。

附 記

この要項は、平成29年4月1日から実施する。

附 記

この要項は、平成31年1月18日から実施する。

